

令和 6(2024)年度
山陽女子短期大学
自己点検・評価報告書

令和 7 年 9 月

目次

自己点検・評価報告書	4
1. 自己点検・評価の基礎資料	5
2. 自己点検・評価の組織と活動	10
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	11
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	11
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	12
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	15
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	16
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	19
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	19
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	27
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	38
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	39
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	45
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	45
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	52
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	55
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	58
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	62
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	62
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	63
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	64
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	65

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるための書式を準用して、山陽女子短期大学における自己点検・評価活動の結果を記したものである。

理事長

石田 孝樹

学長

室津 史子

ALO

藤井 仁人

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

昭和 03(1928)年	山陽高等女学校、文部省より設立認可される。
昭和 19(1944)年	財団法人山陽女学園に組織変更の許可を受ける。
昭和 23(1948)年	六三三制学制改革に基づき、組織を改め山陽女子高等学校に校名変更。
昭和 26(1951)年	私立学校法付則第三項の規定に基づき、学校法人山陽女学園に組織変更許可。
昭和 43(1968)年	山陽女子短期大学附属幼稚園開園。
昭和 44(1969)年	広島医学技術専門学校開校。
昭和 47(1972)年	広島歯科技術専門学校開校。
平成 元 (1989)年	山陽看護専門学校開校。
平成 13(2001)年	山陽女学園中等部設立。
平成 16(2004)年	山陽女子高等学校、山陽女学園高等部に名称変更。
平成 21(2009)年	山陽女子短期大学に臨床検査学科が設置されたこととともない、広島医学技術専門学校閉校。
令和 02(2020)年	山陽看護専門学校を募集停止。
令和 05(2023)年	広島歯科技術専門学校、広島歯科技工士専門学校に名称変更。

<短期大学の沿革>

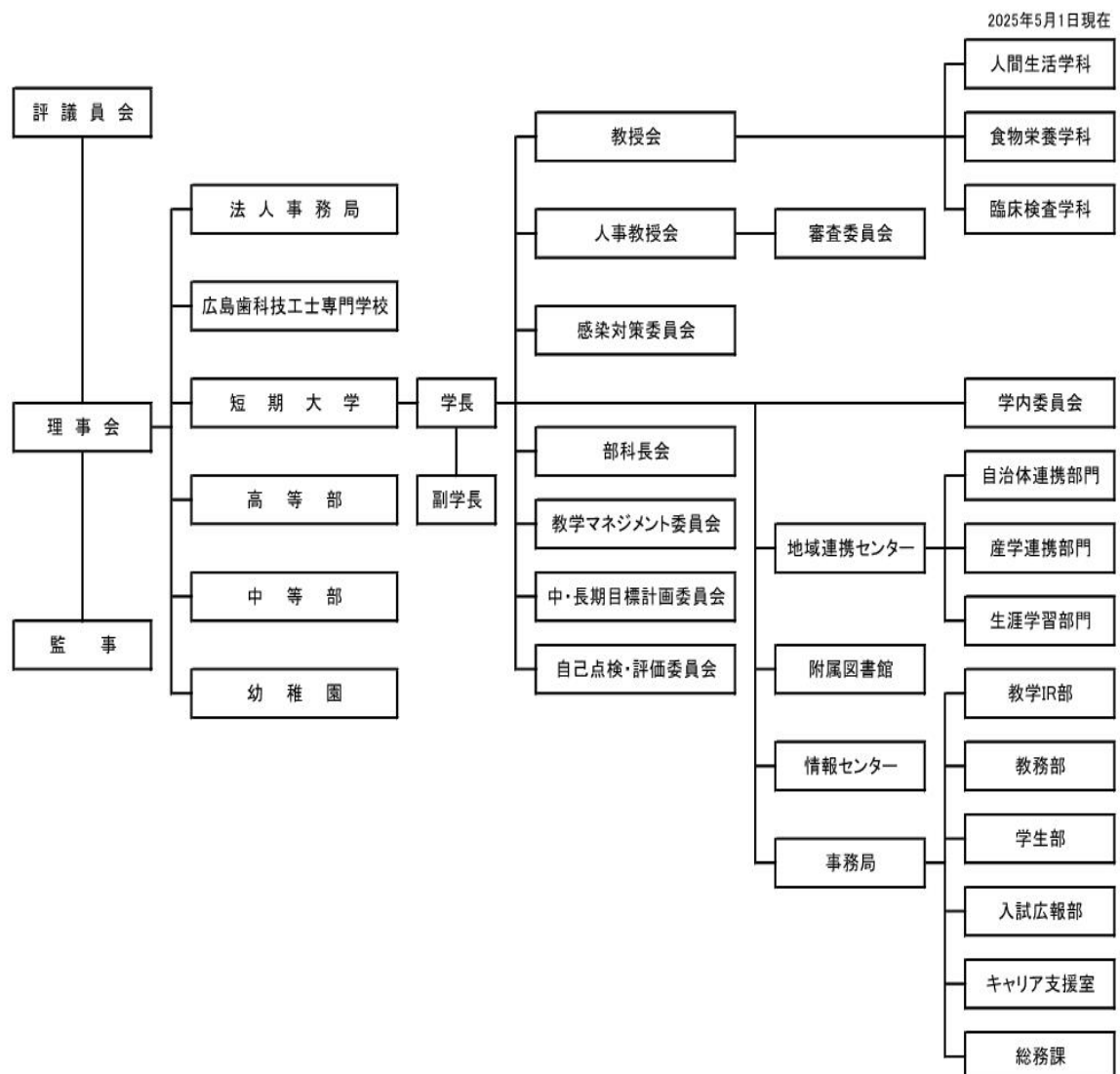
昭和 38(1963)年	開学。家政科を設置。
昭和 40(1965)年	国文科を設置。
昭和 41(1966)年	食物栄養科を設置。
平成 03(1991)年	家政科を生活学科に、食物栄養科を食物栄養学科に名称変更。
平成 09(1997)年	国文科を日本語日本文学科に名称変更。
平成 11(1999)年	生活学科を人間生活学科に名称変更。
平成 12(2000)年	日本語日本文学科を募集停止。
平成 19(2007)年	臨床検査学科設置。
平成 24(2012)年	専攻科診療情報管理専攻（1年課程）設置。
令和 05(2023)年	専攻科診療情報管理専攻（1年課程）募集停止。

(2) 学校法人の概要

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
山陽女子短期大学	広島県廿日市市佐方本町 1-1	100	280	186
広島歯科技工士 専門学校	広島県廿日市市佐方本町 1-1	30	60	42
山陽女学園高等部	広島県廿日市市佐方本町 1-1	140	420	401
山陽女学園中等部	広島県廿日市市佐方本町 1-1	90	270	105
山陽女子短期大学 附属幼稚園	広島県廿日市市佐方本町 1-1	49	105	84

(3) 学校法人・短期大学の組織図

山陽女学園組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の動向）

本学の所在地である廿日市市は、広島市の西に隣接する住宅地で、人口は 115,658 人 [令和 6(2024)年 4 月 1 日現在]と、少子高齢化により緩やかではあるものの減少傾向にある。しかし、市内には世界遺産に登録されている厳島神社を有する宮島があるなど、自然を生かした魅力的な地域資源が数多く、多くの観光客が訪れる。また、中世以来から木材の集積地として発展し、木材産業は現在でも市の重要な産業である。広島県は牡蠣の生産量が全国一であるが、牡蠣産業は廿日市市においても重要な産業の一つとなっている。市中心部は医療、商業、文化等の機能が集積し生活機能が充実し、山間部を横断する高速道路や沿岸部を走る鉄道など交通アクセスも整い、都市的な生活と自然豊かな環境の両方を楽しむことができる。こうした環境から移住者も増加しており、住みやすい街として、9 年連続（2024 年時点）で転入超過となっている。「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念としてまちづくりを進める廿日市市において、本学はこれまで 30 年以上にわたって自治体と公開講座を共催するなど、地域の要請に応えるべく務めてきた。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
広島	85	72.0	70	64.2	60	67.4	61	70.1	51	72.8
山口	17	14.4	23	21.1	18	20.2	18	20.7	6	8.6
岡山	1	0.8	0	0	0	0	0	0	2	2.9
島根	3	2.5	7	6.4	5	5.6	4	4.6	4	5.7
鳥取	2	1.7	0	0	1	1.1	1	1.1	0	0
四国	2	1.7	5	4.6	2	2.2	1	1.1	3	4.3
他府 県	8	4.2	4	3.6	3	3.4	2	2.3	4	5.7

[注] 令和 2(2020)年度までは中四国以外は九州としていたが、令和 3(2021)年度入学者より九州外を含む他府県として集計した。従って令和 2(2020)年度の入学者の合計はこの表の合計とは一致しない。

■ 地域社会のニーズ

全体の入学者数は、令和 2(2020)年度以降年々減少しており、喫緊の課題である。県・地域別の入学者数は、山口・島根・岡山といった近県からの入学者も、それぞれ数%あるが、令和 5(2023)年・令和 6(2024)年は県内の入学者が 70%以上を占めている。

親元から遠く離れることなく 2 年あるいは 3 年で資格取得を目指す学生による需要と考えられる。大学全入時代と言われる中、女子短期大学は非常に厳しい状況下にある。広島県は転出超過が全国 1 位であり、県内学生の比率が高い本学においては、入り口だけではなく地元への就職という出口まで一貫して地域に貢献していくことが望まれる。広島県の 18 歳人口の推移をみると、令和 4(2022)年の 25,929 人が、令和 16(2034)年には 23,415 人へと 2,500 人余り減少すると予測されている。そのため、県内からの入学者に魅力ある特色を強く打ち出すことと併せて、山口県や島根県など入学実績のある近県を広報活動の対象として重点的にアプローチしていくことが必要である。近県からの学生の募集活動をより一層推進し、近県を含めた地域に人材を輩出していきたい。

■ 地域社会の産業の状況

廿日市市の都市計画によれば、昭和 47 年策定の「廿日市町総合計画」から平成 28 年策定の「第 6 次廿日市市総合計画」などの上位計画で、本地区を「新都市活力創出拠点地区」の一つとして位置づけており、現在、廿日市駅を中心として「新機能都市開発事業」が進行中である。本事業は、市内企業の移転立地、市外企業の新規立地に伴う設備投資、経営規模拡大などによる雇用の維持・拡大や、観光に優れた立地特性を活かした都市機能を誘導することで、新たな財源の確保とともに、本市の将来を見据えた新たな活力の創出を目的としている。開発地区は、本学に近い平良・佐方地区であり、産・官・学の連携も望まれる。

本学は廿日市市と平成 25(2013)年度に包括協定を締結した。これは本学の目的の一つである教育・研究等による地域社会への貢献を、具現化するためである。昨年度の外部評価委員から、廿日市市や広島市などに卒業生を受け入れる事業所が多くあるという利点を生かして、県外からの学生を廿日市市や広島市に輩出してほしいという意見も寄せられている。本学の食や健康といった身近な研究や臨床検査等の研究シーズ等と、市の事業とを連携することで、相乗効果が期待される。

これまでの実績の一部として、本学の学生と地元企業が共同で開発したランチの宮島サービスエリアでの販売、吉和地域で栽培されているルバーブジャムを用いた商品開発への参画、地元企業と共同で開発した牡蠣のみを使った新しい牡蠣醤油が挙げられる。令和 4(2022)年 1 月には本学と地元水産会社と共同開発した「牡蠣ぐらまん」が TV で取り上げられて話題となった。同年度には新たに、ひろしま地域食材 PR 事業の一環として、岡崎教授が江田島と倉橋島の特産品であるオリーブオイルと牡蠣を活用したドレッシングのレシピを学生と共に開発し、商品化に向けた取り組みを行った。また、令和 5(2023)年度から「もみじ饅頭」の餡を製造した後に残る小豆の皮を用いた商品の開発にも取り組んできた。令和 6(2024)年度は、その取り組みによる開発商品として、「はつかいち環境フェスタ」において、「カキ入りベーコンエピ」と「小豆の皮を粉末化して用いたカップケーキ」の展示・試食を行い好評であった。

本学が養成する医療事務員、栄養士、調理師、臨床検査技師に対する地域のニーズは安定

的に存在している。

廿日市市は広島県の西部に位置し、東は広島市及び安芸太田町、西は山口県境、南は大竹市及び瀬戸内海に接し、北は島根県境に接している。立地特性として山陽自動車道・広島岩国道路が東西に横断し、廿日市インターチェンジで接続することにより高速道路網を利用しやすい。JR山陽本線、広島電鉄宮島線の二つの鉄道が東西に並行して走り、JRは6駅、広島電鉄は9駅が設置されるなど、交通の利便性に恵まれていることが挙げられる。

産業面においては、木材関連業や力キ養殖業が集積する地区である。また、世界文化遺産の厳島神社を擁し、厳島神社がある宮島の来島者数は令和6(2024)年に485万人を記録し、過去最多となった。木材関連業は、鎌倉時代に厳島神社造営に関わる職人が移り住んだことに由来しており、製造品出荷額は県下でもトップクラスの実績を有している。また、大野・宮島・地御前地域を中心に生産されている牡蠣は、広島県を代表するブランドとなっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



車(西広島バイパス)で

- A 広島方面より佐方出口で降り、信号を左折し南下。
- B 岩国方面より佐方PA内の出口から降り、南下。

JR(山陽本線)で

- A 「広島」駅から乗車し、「廿日市」駅で下車。徒歩13分。
- B 「広島」駅から乗車し、「五日市」駅で下車。
広島電鉄(宮島線)に乗り換え、「山陽学園前」駅で下車。徒歩3分。

広島電鉄(宮島線)で

- 「山陽学園前」駅で下車。徒歩3分。

(5) 公的資金の適正管理の状況（令和 6（2024）年度）

本学においては、平成 30(2018)年 8 月 1 日付にて、「山陽女子短期大学における公的研究費の運営・管理等に関する規程」、「山陽女子短期大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」、「山陽女子短期大学における公的研究費に関する不正防止計画」及び「山陽女子短期大学における公的研究費管理・監査及び特定不正行為に対する責任体制」を制定し、適正な管理体制をとっている。また、全構成員が出席する拡大教授会において、学長及び事務局長より本学の研究費管理体制や科学研究費補助金等公的研究費の使途等について説明し、公的研究費における研究活動の不正防止に取り組んでいる。併せて外部資金取得者に対しては、個別に規程を提示して説明を行い、公的研究費における不正防止徹底に取り組んでいる。

2. 自己点検・評価の組織と活動

自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

委員長	室津 史子	学長
委員	三島 清司	副学長、臨床検査学科長
委員	新谷 奈苗	副学長、地域連携センター長
委員	岡崎 尚	食物栄養学科長
委員	梅本 礼子	人間生活学科長（～9 月末）
委員	金岡 敬子	人間生活学科長（10 月～）
委員	鈴木 理	図書館長
委員	高田 晃治	教務部長
委員	小野寺 利恵	学生部長
委員	永岡 裕康	教学 IR 部長
委員	鵜根 弘行	情報センター長
委員	藤井 仁人	ALO
委員	沖 栄治	事務局長

■ 組織が機能していることの記述

本学の自己点検・評価活動は、「山陽女子短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が中心になって行っている。自己点検・評価報告書の作成に当たっては、学科、部署、事務局の長が兼任する自己点検・評価委員によって、現状の把握と今後の課題を学科や部署の構成員らと連携して検討し、ALO が全体を統括している。また、自己点検・評価報告書は学外の有識者 5 名からなる外部評価委員に毎年送付し、本学の教育内容や教育実施体制についての意見を聴取するなどして、自己点検・評価活動に活かしている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

年月日	活動項目	概 要
令和 7 (2025)年 4月25日	第1回 自己点検・ 評価委員会	令和 6(2024)年度の報告書作成の執筆分担について。
令和 7 (2025)年 5月12日	第2回 自己点検・ 評価委員会	令和 6(2024)年度の報告書作成スケジュールについて。
令和 7 (2025)年 9月8日	第3回 自己点検・ 評価委員会	令和 6(2024)年度の報告書の完成と発表予定について。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

【テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神】

【区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。】

＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

本学の「建学の精神」は、「未来に輝く女性の育成」である。本学の設置法人である山陽女学園は、昭和 3(1928)年に文部省から設立が認可された山陽高等女学校に始まる。建学の精神は、「個性豊かにして、自国の発展と世界の平和を念願する人間を育成する」であった。「個性」を尊重し、「自国の発展と世界の平和」に寄与し、社会に貢献する人材を育成する精神は、今日まで受け継がれている。しかし、以前に認証評価を受けた際に、[「建学の精神」「教育目的」「愛・優・輝」の関連が明確でない、「建学の精神」の見直しも含めて検討することが望ましい」との指摘を受け検討を重ねた結果、「建学の精神」を「未来に輝く女性の育成」と定めた。「未来に輝く女性の育成」という「建学の精神」は、この「教育理念」と「愛・優・輝」という「実践目標」を高次に統合する理念として定めたものである。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

「建学の精神」、「教育理念」、「実践目標」は、理念的・抽象的なものであることから、その理念を実現するために、具体的な「教育目的」を掲げている。

- ① 教養教育及び健康・医療を核とした専門基礎教育の徹底
- ② 実践に即した豊富な実習を中心とした教育
- ③ 資格を活かして、地域に貢献できる人材の養成
- ④ 地域における生涯教育の拠点化と地域連携の推進

この「教育目的」は本学の教育の特色を踏まえているものであり、「教育目的」に向けた実践をとおして、最終的に「未来に輝く女性の育成」の実現に努めている。

また、建学の精神、教育理念、教育目的は、ウェブサイトで学外に公表している。また、実践目標である「愛・優・輝」はロゴを作り様々な媒体で使用するによって、学内外への周知を図っている。建学の精神および教育目的は「学生便覧」に掲載されており、さらに学生および教職員への理解と浸透を促すため、入学式における学長式辞等の折に触れ周知をしている。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項>

建学の精神の周知に関しては、機会を捉えて行うようにしている。学内ではフレッシュマンセミナーやキャリアアップセミナーの授業の中において、学外に向けてはオープンキャンパスや広報誌などにおいて周知するように努めている。しかし、建学の精神が学生に浸透し、それが実践されることが大切である。本学では身だしなみを整えることを意図して、月曜日にはスーツで通学するフォーマルデーを設けている。ただスーツを着るという形だけではなく、人との関わりにおけるマナーについて学生と共に考える機会を作ることが大切である。また、少しでも多くの学生がボランティアの意義を理解して活動へ参加するように、積極的な声掛けを行っている。このような学生との関わりを日頃から実施し継続していくことが必要である。

[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]

[区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準Ⅰ-B-1 の現状>

各学科の教育目的は次のとおりである。

【人間生活学科の教育目的】

人間生活学科は、生活するうえで必要な社会常識や日常的技能を含む教養及び専門的知識・技能を習得し、豊かな人間性を備え、社会の中で自立した生き方のできる人材を養成する。

【食物栄養学科の教育目的】

食物栄養学科は、食に関する専門教育を基本とし、職業に関わる能力を育成するとともに、幅広い教養と豊かな人間性の涵養を図り、食を通して社会に貢献できる人材を育成する。

【臨床検査学科の教育目的】

臨床検査学科は、高度に進歩・発展する医療を支える、臨床検査の専門知識とその技術を修得し、合わせて社会人としての教養を備えた臨床検査技師を養成する。

学科の教育目的は建学の精神及び全学的教育目的に基づいて定めている。また、学科の教育目的は学生便覧に明記し、ウェブサイトでも公開している。学科の教育目的は科会で定期的に点検を行い、変更する場合には教授会の承認を得ている。

【区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果を定めている。】

＜区分 基準Ⅰ-B-2 の現状＞

本学の学習成果は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として示されている。学位授与の方針については、「基準Ⅱ-A-1」に掲載している。

中央教育審議会は平成 20(2008)年に、学士課程教育における学習成果は学士力を身につけるものであり、その指針として「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学習経験と創造的思考力」を挙げている。これらを基本に置き、平成 26(2014)年度に本学の教育目的と学科コースの教育目的・目標に沿って、学習成果を4つのカテゴリーごとに明文化して定めた。

しかし、策定された学習成果が網羅的で項目也多過ぎること、さらには学位授与の方針との整合性も不明瞭な側面があったことから討議を重ねた結果、「学位授与の方針」そのものが大学全体及び各学科の学習成果を集約的に示すという理解に立ち、平成 30(2018)年度に本学ではこの「学位授与の方針」を学習成果と規定し、それに伴って教育課程編成の方針と入学者受入れの方針も改めた。さらに、令和 3(2021)年度から、学力の3要素を中心に「学位授与の方針」の再検討に着手し、令和 4(2022)年度に成案を得て、それに伴って学習成果、教育課程編成の方針と入学者受入れの方針も改め、令和 5(2023)年度より、実施している。

学習成果（学位授与の方針）は、建学の精神や大学・学科の教育目的に基づいて策定されており、学生便覧やウェブサイトで公表している。

令和元(2019)年度のシラバス（授業概要）からは、それぞれの科目が、学位授与の方針のどの項目に対応しているかを明示し、学生が学習成果と授業科目の関わりを理解しやすいようにした。

学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みとしては、平成 28(2016)年度に学習成果の査定項目を設定したが、それをさらに体系化して平成 30(2018)年度にアセスメント・ポリシーを策定した。その後、査定項目を細分化し過ぎたために分かりにくくなっていることから、令和元(2019)年度に再検討を行い、令和 2(2020)年度にアセスメント・ポリシーを更新した。さらに令和 3(2021)年度から再度の検討を行い、令和 5(2023)年度に更新している。

【区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

＜区分 基準Ⅰ-B-3 の現状＞

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、方針に示した項目に対応した教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を設定し、設定された教育課程を学習するために必要な資質を、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）で説明している。この三つの方針（ポリシー）の関連は、カリキュラムツリーを用いて分かりやすく示している。三つの方針は大学全体の方針を教務委員会で検討し、教授会で決定している。各科の方針は大学全体の方針に基づき、学科教員により科会で議論した後に教務委員会を経て、教授会に

において決定している。

令和 3（2021）年度より三つの方針の見直しに着手した。令和 3（2021）年度は大学全体の三つの方針を決め、令和 4（2022）年度は大学全体の方針に基づいて各学科で三つの方針を検討し、教務委員会で議論し、教授会の上承を得た。令和 5（2023）年度から新たな三つの方針を実施している。

教育活動は三つの方針を踏まえて実施している。学位授与の方針に示された学習成果を得るために必要な科目、資格を取得するために必要な科目は、教育課程編成・実施の方針に従って教育課程に組み込まれており、授業担当者は学生に学習成果を修得させるよう努めている。専門科目の学習に必要な基礎科目を入学までに学習していない学生や、基礎学力が不足している学生には、「理数基礎」「基礎物理学」「基礎化学」等の専門教育科目へと接続する教養科目を履修するように指導している。

この三つの方針は、学生募集要項およびウェブサイト公表している。また、入学者受入れの方針は、学生募集要項や入試案内にも掲載している。

三つの方針は、学生便覧の「教育研究上の目的等」のページに記載し、オリエンテーションや各学期の最初のコミュニケーションアワーにおいて、教務委員がカリキュラムツリーを用いて説明している。

入学者受入れの方針を受験生に理解してもらうために、オープンキャンパスや入試説明会などで、入学に必要な高等学校での学習や、望ましい活動について説明している。

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題>

教育の効果の測度として、アセスメント・ポリシーに定められた諸指標があるが、それらの全てが定量化された測度ではなく、質的な分析が必要なものも含まれている。教育の効果が高めるためには、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に responding しているか定期的に点検する必要がある。ボランティア活動をはじめとする在学中の地域での活動、卒業生や就職先へのアンケート結果など、質的なものを含む多様な指標をいかに評価し、本学における人材養成が適切に進められているかを点検・確認することが課題として挙げられる。

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項>

令和 2 年度（2020 年度）に、これまでの本学における短期大学生調査のデータを分析したところ、「図書館を利用する」、「文献や資料を集める」、「正解や答えのない問題や課題について考える」といった、いわば探究型学習が、自ら課題に取り組む力や資料に基づき知識と理解を得る力、社会的問題に関心を向ける力などに効果を及ぼしていることが示唆された。また、「プレゼンテーションをする」、「学生同士でディスカッションをする」、といった学習活動が、他の人と協力する力やコミュニケーション能力の向上に効果的であることが示唆された。ただし、この結果をもとにその後十分に精査、検討を行っていないのが現状である。

【テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献】

【区分 基準Ⅰ-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

＜区分 基準Ⅰ-C-1 の現状＞

本学では、広島県内の大学・短期大学に先駆けて、昭和 56(1981)年度から公開講座を開催するなどにより、永きに渡って地域住民の生涯学習に貢献し続けている。平成元(1989)年には生涯学習センターを設置し、平成 24(2012)年には機能をより強化して活動領域を広げた組織として地域連携センターを設置した。その翌年の平成 25(2013)年には、廿日市市との間に「包括的連携協力に関する協定」を結んだ。通年、本学の地域連携センターと廿日市市の担当者（経営企画部・経営政策課）とが、連絡協議会を年間に 2 回開催し、年度初めの協議会では、包括的連携協力に関する事業を冊子にまとめたものを協議会資料として提示し、事業報告および事業計画についての協議を行っている。

地域連携センターは、生涯学習部門、産官学連携部門、自治会部門が連携を取りながら事業を運営しており、本学の特性と地域からの要請を踏まえて以下の 6 分野で事業を展開している。

1. 食と健康の増進
2. 教育・文化・生涯学習の推進
3. 地域の活性化・まちづくりの推進
4. 人材の育成
5. 環境活動の推進
6. その他の事業

6 分野の活動について、令和 6(2024)年度は 27 事業を実施した。

事業分野「1. 食と健康の増進」では、子どもの偏食と食育、高齢者の低栄養、脳活のための栄養、フレイル、食を通じての地域のふれあいなど、現代の健康課題と食(栄養)を絡ませたテーマで、年間を通じて事業を展開している。

事業分野「2. 教育・文化・生涯教育の推進」では、年度の前半に廿日市市教育委員会生涯学習課との共催として、「安心・安全な食と健康」(全 2 回)とのタイトルで、災害時の食事(バッククッキング)と栄養の知識の講座を実施した。また住民に生涯学習の機会を提供することを目的に、ワード・エクセルの技術、パワーポイントを使用した画像編集方法等の講座(全 2 回)を実施した。年度の後半では、廿日市市教育委員会との共催としてキッズアカデミーを開催した。本事業は子どもたちが、観察や実験を通して科学に興味をもち、探求の楽しさを感じる機会とする事業であり、本学 3 学科それぞれの特徴を活かした観察・実験の事業(バイキンと手洗い、細胞を顕微鏡でみる、栄養素の利点を活かし造る加工食品)を実施した。それぞれが住民にとって興味深いテーマであったと考えている。

事業分野「3. 地域の活性化・まちづくりの推進」では、廿日市市郷土文化研究会と共に、廿日市市の郷土料理である「桶ずし」の作り方を体験した。廿日市市の歴史を学び文化継承の大切さを確認する機会となった。また廿日市市佐方地区の年間計画にある「お花見」「れんげ祭り」「盆踊り」「敬老会」「とんど祭り」に学生たちがボランティアとして参加し、地域の方々との交流を図っている。「ひとり暮らしの高齢者への食事提供・食事指導」においては、佐方地区の高齢者 70 名に弁当の配布を行った。当日は高齢者の安全確認と簡単な食

事指導も交えて実施した。「3. 地域の活性化・まちづくりの推進」の事業においては、学生の協力が不可欠であること、地域活動が学生の成長の機会となる「4. 人材育成」を重視する目的から、平成 25(2013)年にボランティア委員会を設置し、ボランティア活動の推進と支援をしてきた。加えて平成 26(2014)年からは、ボランティアを地域活動の単位として認定した。令和 7(2025)年 4 月からはボランティアワークという科目として、地域のなかでのボランティアの意義、心構え、大学と地域の連携の必要性、連携が生む効果などを教授し、参画の機会を学生の成長につなげるための教育的支援をすすめていく計画である。

事業分野「5. 環境活動の推進」では、廿日市市友和市民センターが行っているエシカル消費（フードロス・バンク・ドライブ）事業への参画を通じ、食品ロスについての講義を担当した。また、食物栄養学科教員が研究として進めてきた、販売できない食材（あずき皮、壊れた生カキ）を活用したパンとお菓子の商品開発について、環境フェスタの場で紹介した。

次年度も多様な社会をみつめ、地域課題、健康課題に則した内容で地域活動を実施していく。

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の課題>

廿日市市の本学周辺は住民間の連携が強い地域であり、現在は少なくなっている近所づきあいが多く残る。学生は地域の住民と触れ合うなかで、廿日市市の歴史・文化に触れるとともに、それを継承する人々の地域への思いを学ぶ。本学周辺は自治会活動も活発であり、これらの活動が将来にわたり、絶えることなくつながることの意味を考える機会とし、学生の生涯教育として位置づけていきたい。

学生は、地元への就職希望者が多いことから、学生時代の地域活動が職業人となっても、家庭をもつ立場になっても、地元の経済や発展を支える人材の柱となるよう、教育的支援を継続していく。

[テーマ 基準 I -D 内部質保証]

[区分 基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I -D-1 の現状>

自己点検・評価委員会規程を定め、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設け、学長が率先して自己点検・評価に関わっている。また、自己点検・評価報告書の作成に当たっては、自己点検・評価委員が中心となって各学科、各部署の担当者と連携し、現状の把握や今後の課題等を検討するなど、全教職員が自己点検・評価に関与する体制を整備している。自己点検・評価報告書は、ウェブサイト上に公開している。

平成 29(2017)年度から、本学から外部の有識者に評価委員を委嘱して外部評価を開始した。外部評価委員会における指摘・提言を受けて、教授会、部科長会、科会等で改善策の検討を継続的に行っており、それらのことは、自己点検・評価活動に接続されている。自己点検・評価活動の一環として、関係部署の議論を通じて改善していく PDCA サイクルの効果的な活用を目指している。

【区分 基準 I -D-2 教育の質を保証している。】

＜区分 基準 I -D-2 の現状＞

学習成果を焦点とする査定は、アセスメントポリシーを策定して学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応させる形で査定項目を設定し、その項目を基にして大学全体レベルと学科レベルの両面で行っている。

アセスメントポリシーの項目（指標）については、学科による検討を基に教務委員会および教学マネジメント会議において検討を重ねることで、定期的に点検を行っている。また、どの項目を重点的に査定するのかについても、学科、教務委員会、教学マネジメント会議の検討を経て決定している。

学生への授業アンケートを通して、学生の自己評価や教員に対する授業評価を学期ごとに調査をしている。その結果を基に、専任教員は全担当科目に対して結果の分析と今後の改善点等の自己評価を行い、授業改善に利用している。専任教員の授業アンケートについての自己評価は、「学生による授業評価報告書」として冊子にまとめられ、図書館に置くことによって学生の閲覧にも供している。また、非常勤講師に対しても授業アンケートの内容を開示して同様に改善を求めている。専任教員はFD研修会を通して、授業・教育方法の改善に努めている。さらに「短大生調査」（短期大学基準協会）のアンケート結果の各学科による分析を、FD研修会で発表する試みも行っている。このように、授業、授業アンケート、授業アンケート評価、「短大生調査」の分析、FD研修会等を通してPDCAサイクルを効率的に回すことによって、教育の質保証に取り組んでいる。

学校教育法、短期大学設置基準、栄養士法、調理師法、臨床検査技師学校養成所指定規則、臨床検査技師等に関する法律などの関係法令の変更、文部科学省や厚生労働省からの通達、官報、私立短期大学協会、全国栄養士養成施設協議会、全国調理師養成施設協議会、全国臨床検査技師教育施設協議会からの通知等について、関係する事務部署および学科に適宜周知し、法令順守に努めている。同様に他の資格に係わる授業内容の変更等の通知についても周知し、学生に不利益が生じないように努めている。

＜テーマ 基準 I -D 内部質保証の課題＞

教職員全員が参加する拡大教授会において、必要な情報を周知し、議論する形をとってきたが、多人数の場での発言が少ない状況や意思決定に時間を要する懸念もみられた。令和6(2024)年度より、教授のみで構成する教授会とし、全体への周知および提案や意見を求める場として全教職員による教職員連絡会をもうける形とした。部科長会議や教学マネジメント会議は同様に継続している。教職員や各委員会からの意見や要望等を聞き、各会議における議論や決定事項の全体へ周知を滞りなく進めることが重要である。

＜テーマ 基準 I -D 内部質保証の特記事項＞

＜外部評価の実施＞

本学では平成29(2017)年度から、認証評価機関（短期大学基準協会）による認証評価とは別に、外部の有識者に評価委員を委嘱した外部評価を毎年実施している。令和6(2024)年度に委嘱した外部評価委員は、次の5氏である（外部評価委員会規程）。

吉迫基全（広島県立廿日市高等学校 校長）

佐川智弘（廿日市市教育委員会 教育部長）
中村靖富満（廿日市商工会議所 副会頭）
水野誠士（広島県臨床検査技師会 監事）
小田光子（広島県栄養士会 顧問）

これら外部評価委員は、それぞれ、高等学校教育、教育行政、経済・産業界、臨床検査技師、栄養士の立場から本学の教育に対する意見や提言を頂戴するために選定されている。

コロナ禍以降、外部評価委員には、「令和 5(2023)年度 山陽女子短期大学自己点検・評価報告書」、「令和 6(2024)年度 学生便覧」、「令和 6(2024)年度 大学案内」、「令和 5(2023)年度廿日市市との包括的連携協定に伴う地域連携センター活動報告書」等を持参し、本学の教育内容や教育実施体制等に関する意見・質問等の回答を送付してもらうよう依頼した。

外部評価委員からの回答は、それぞれの専門的な見地から多岐に渡るものであり、多くの有益な提言を賜った。意見等に関して全てをここに網羅することは出来ないが、幾つか挙げると、「貴学がなぜ女子学生だけの学びや短期大学という形での学びを大切にしておられるのか、といった視点（強みやうり）が「教育目的」や「三つの方針」等に盛り込まれるとよいのではないのでしょうか。」（高等学校側からの意見）、「外国人の方と良好なコミュニケーションをとるために必要な、英語を中心とした語学の専門的な用語の習得も必要ではないかと思います。」「大学周辺の地域での活動はもとより、可能であれば佐伯・吉和の中山間地域や、大野・宮島地域での連携・貢献活動も検討していただければと思います。」（産業界からの意見）、「成績下位層の底上げと上位層の充実のためには、職員が共通の認識を持ったうえでの具体的な方策が必要なのかもしれません。」「栄養管理コースに在学した学生数と栄養士免許取得をめざした学生数や栄養管理コースを卒業した全学生数について、栄養士免許取得をめざした学生割合も、学習成果として検討すべきと思います。」「まずは臨床検査技師という職がどういうものであるか具体的に理解してもらい、臨床検査がどのように実施され、活用されているのか、仕事の現場を少しでも理解できると、何のために勉強しているのか目標設定が明確になるように思います。」（専門家からの意見）等、本学にとって検討すべき事項として真摯に受けとめた。

外部評価委員からの意見等を取りまとめて、それに対する本学側の回答を付して議事録とし、外部評価委員に送付して確認を得た。外部評価委員会における指摘・提言を受けて、本学では教授会、部科長会、科会等で改善策の検討を継続的に行っており、それらは学長の提起する「中・長期目標」の策定にも生かされている。本学としては、今後も外部評価をさらに有意義なものにしつつ、実施していく予定である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

【テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程】

【区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。】

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

学位授与の方針は、「知識・理解」「技能」「態度・志向性」「統合的な学習経験と創造的思考力」の4カテゴリから成る学習成果を表している。その方針は卒業後の社会人として必要な能力を学科別・コース別に詳細に明示しており、人間生活学科は医療事務や一般事務等の関連業務、食物栄養学科は栄養士や調理師としての業務、臨床検査学科は臨床検査技師としての業務に携わるようになるため、その職業人として必要な社会的通用性のある学習成果をあげている。

卒業認定により授与される学位は学則「第5章 履修の方法・学修評価・課程修了の認定及び卒業」に規定し、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件等を学生便覧に明示している。学習成果の到達度を測る成績評価は、各科目の到達目標を基に試験、レポート、課題等の到達度を点数化（100点満点）し、成績表にはS（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）で記載している。

卒業認定・学位授与の方針は、栄養士、調理師、臨床検査技師等の資格は社会的な認知度が高いため、社会的通用性を有すると考えられる。本学の卒業認定・学位授与の方針は、これらの資格を取得し、社会人として活躍するための知識・技能等を修得していることを内包している。また、学位授与の方針の「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協調性」に示した方針は、中教審答申等の議論を踏まえた学士力や社会人基礎力に対応しており、国際的にも通用するものと考えている。

本学ではアセスメントポリシーの策定に合わせて平成30(2018)年度に学位授与の方針の見直しを行い、学習成果の査定を通じて点検を毎年行い、その妥当性の評価・検証を進めてきた。2年かけて三つの方針とアセスメントポリシーの見直しを行い、令和5(2023)年度に新たな学位授与の方針を作成した。

各学科の卒業要件、大学全体および各学科の学位授与の方針を次に掲げるが、これは令和7(2024)年度入学生対象のものである。

＜人間生活学科＞	学位：短期大学士（生活学）
1.教養科目	必修8単位 選択6単位以上 合計14単位以上
2.専門教育科目	必修18単位 選択30単位以上 合計48単位以上
＜食物栄養学科＞	学位：短期大学士（食物学）
1.教養科目	必修6単位 選択8単位以上 合計14単位以上
2.専門教育科目	必修13単位 選択35単位以上 合計48単位以上
＜臨床検査学科＞	学位：短期大学士（保健衛生学）
1.教養科目	必修16単位 選択3単位以上 合計19単位以上
2.専門教育科目	必修104単位 合計104単位以上

大学全体の学位授与の方針は、次に掲げるとおりである。

本学では、卒業に必要な単位を修得し、次に掲げる学習の到達目標に達した学生に短期大学士の学位を授与している。

1.知識・技能

- (1) 国や地域の文化、人間・社会及び環境・自然についての幅広い知識を有している。
- (2) 地域や社会に貢献するために必要な専門知識と技能を有している。

2.思考力・判断力・表現力

- (1) これまで修得した知識・技能を統合的に活用し、創造的に考えて判断し、行動できる。
- (2) 自立した社会人としてのコミュニケーション能力や表現力を身につけている。

3.主体性・多様性・協調性

- (1) 他者の多様な意見に耳を傾けながら、問題解決のために主体性をもって行動できる。
- (2) 自己を律し、マナーを守り、責任感を持って周りの人と協働することができる。

各学科の学位授与の方針は、次に掲げるとおりである。

【人間生活学科の学位授与の方針】

生活する上で必要な専門知識や技能を身につけ、所定の単位を修得した学生に「短期大学士(生活学)」を授与する。

1.知識・技能

- (1) 心理学の諸領域に関する基本的な知識と技能を修得している。
- (2) ビジネスマナー、ICT(情報通信技術)活用に関する基本的な知識と技能を修得している。

2.思考力・判断力・表現力

- (1) 自分自身や他者の心理や行動について理解し、適切な行動ができる。
- (2) 修得したビジネスマナー、ICT 活用を始めとする様々な技能を実践の中で活用し、表現できる。

3.主体性・多様性・協調性

- (1) 人のことばに真摯に耳を傾け、一人ひとりに誠実に向き合う態度を身につけている。
- (2) 社会人として必要な規律性、倫理観を持って協調できる自己管理能力を身につけている。

【食物栄養学科の学位授与の方針】

食に関する専門知識と幅広い教養を身につけ、所定の単位を修得した学生に「短期大学士(食物学)」を授与する。

1.知識・技能

- (1) 食に関する基本的な知識および幅広い応用力やグローバルかつ地域に根差した視点を身につけている。
- (2) 数量的に考える能力や情報処理の基本的な技術および食に関する基本的な技術・技能を身につけている。

〈栄養管理コース〉

- (1) 栄養士として必要な専門知識と栄養の管理・指導ができる技能を身につけている。
- (2) 栄養素の代謝と生理的意義および各種疾患における基本的な食事療法の知識を身につ

けている。

(3) 給食業務において安全で安心な食事を提供する技能を身につけている。

(4) 食事計画など給食サービス提供に関する技術と調理技術を身につけている。

〈栄養調理コース〉

(1) 調理師として必要な専門知識と食品の安全性と衛生管理の知識を身につけている。

(2) 基礎的な調理法を習得し、安全で安心な料理を提供する技能を身につけている。

(3) 調理施設の設備機器類についての知識と衛生管理に関する技能を身につけている。

2.思考力・判断力・表現力

(1) 社会人としての教養とマナーを身につけ、専門性を活用することができる。

〈栄養管理コース〉

(1) 栄養士として課題に対して柔軟に対応できる思考力を身につけている。

(2) 対象者に応じた食事計画や食事指導ができる。

〈栄養調理コース〉

(1) 調理師として食文化の継承を担い、おもてなしの心でサービスをすることができる。

(2) 提供された食材を見て、自由な発想で調理できる。

3.主体性・多様性・協調性

(1) 幅広い視点と職業人としての社会的責任と倫理観を持って行動することができる。

(2) 自分の役割を自覚し、協調しながら責任を果たすことができる。

〈栄養管理コース〉

(1) 多職種と協働して、臨機応変に行動できる。

〈栄養調理コース〉

(1) おもてなしの態度と自由な発想の調理法ができるよう心がけている。

【臨床検査学科の学位授与の方針】

臨床検査の知識と技術を身につけ、所定の単位を修得した学生に「短期大学士(保健衛生学)」を授与する。

1.知識・技術

(1) 臨床検査技師に必要な教養と、専門分野の知識を身につけている。

(2) 臨床検査の操作技術を身につけ、正しい結果を出すことができる。

2.思考力・判断力・表現力

(1) 習得した知識・技能を用いて、問題解決に向けた創造的思考ができる。

(2) 自らの意見を第三者に正確に伝えるコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を身につけている。

3.主体性・多様性・協調性

(1) 多様性を理解したうえで、自分の役割を認識し、協力して問題解決ができる。

(2) 医療人になる意識を持ち、人のために役立つ行動ができる。

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。】

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞

各学科の教育課程編成・実施の方針は学位授与の方針に対応しており、その方針のもとで短期大学設置基準を遵守した体系的な教育課程を編成している。学位授与の方針と教育課程の編成・実施方針との関係を明確に示すために、本学では「カリキュラムツリー」を作成している。「カリキュラムツリー」には、学科・コースが育成しようとする学生像に向けて学生が段階的に「学習成果」を積み上げていける筋道を明示している。学習成果が専門的職業人としての能力に関わる項目が中心であることから、特に資格に関する科目はセメスターを追って段階的に履修できるように配慮している。入学時のオリエンテーションでは、カリキュラムツリーを使って教育課程と履修科目の卒業までの流れを説明しながら、科目の履修の仕方を指導している。また、学期始めのコミュニケーションアワーで学科教務委員がその学期の開講授業がカリキュラム全体の中でどのような位置づけにあるかを説明している。学生に分かりやすい簡潔明瞭なカリキュラムツリーとなるよう、教務委員会で改善に努めている。

本学では無理のない計画的な履修が行えるよう、令和4(2022)年度より履修科目の上限（キャップ制）を導入した。ただし、栄養士、調理師、臨床検査技師などの資格に関する必修の科目が多いため、こうした資格に関わる授業科目の単位は含まないこととした。学生便覧の学則のページに「履修単位の上限」として記載し、新入生にはオリエンテーション時に説明している。

シラバス（授業概要）には、「授業の概要」「授業の到達目標」「成績評価の方法」「テキスト」「参考図書」「授業時間外学習」（準備学習を含む）「授業計画」を明示している。また、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との対応の項目も付け加え、学位授与の方針と科目との関係を明確化している。

成績の評価は、シラバスに記載された「成績評価の方法」を基に予め学生に評価基準を説明し、それにしたがって厳格に行われている。「成績評価の方法」は、1回の試験だけで学習成果を判断することがないように、学習途中で到達度を測ることができる確認（小）テストを実施するなどして、総合的に成績を判断している。シラバスに、授業時間外学習についての具体的な内容と時間を示している。

教員の採用に際しては、短期大学設置基準の教員の資格について経歴・業績から審査し、適切な担当授業科目を決定している。また、授業担当者については常勤・非常勤とも科会・教務委員会において、毎年定期的に見直しを行っている。

学科の教育課程の見直しは各学科で毎年定期的に行っており、次年度の教育課程を教務委員会および教授会で審査して教育計画を立て実施している。変更がある場合は教務委員会と連携して学則変更を進めている。

大学全体の教育課程編成・実施の方針は、次のとおりである。

本学では、学生が学習成果を挙げるために、教育目的に基づき、次に掲げる項目を重視して、体系的な教育課程の編成・実施に当たっている

1. 教養教育及び健康・医療を核とした専門基礎教育の徹底
2. 実践に即した豊富な実習を中心とした教育
3. 資格を活かして、地域に貢献できる人材の養成
4. 地域における生涯教育の拠点化と地域連携の推進

各学科の教育課程編成・実施の方針は、次のとおりである。

【人間生活学科の教育課程編成・実施の方針】

専門的知識・技能の修得と資格取得を支援し、主体性、調整力、問題解決能力を向上できるように教育課程を編成している。

1. 心理学関連科目を通じて、人間理解に関する知識と思考力を培うようにしている。
2. ビジネス、医療事務、情報関連の各種資格取得を支援すると共に、コミュニケーションスキルとチームで働く力を培うようにしている。
3. 社会の様々な分野に貢献できるよう、医療、福祉、ビジネス等に関する科目を学べるようにしている。

【食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針】

各コースで必要な基礎学力、専門知識・能力を身につけ、社会に貢献できる人材が育成できるように教育課程を編成している。

〈栄養管理コース〉

1. 栄養士に必要な必修科目の修得に力点を置いている。
2. 栄養だけでなく、食品の開発を含めた幅広い視野で健康を捉えることができるような科目を設置している。
3. 実験・実習を重視して、栄養士としての実践力を養うようにしている。

〈栄養調理コース〉

1. 幅広い教養を身につけた調理師の育成ができるようにしている。
2. 調理実習には規定時間を超えた実習時間を設け、技術力および総合力を持つ調理師を育成できるようにしている。

【臨床検査学科の教育課程編成・実施の方針】

臨床検査技師として必要な基礎学力と専門知識・能力・技能を修得できる教育課程を、臨床検査技師養成所指定規則に従って編成している。

1. 講義・実習を通して、臨床検査技師として必要な知識や技術を修得できるようにしている。
2. 臨床検査に関わる知識を用いて総合的に考察する能力、コミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力などを養うための科目を編成している。
3. 医療専門職としての使命感と、高い倫理観を養うための科目を編成している。

【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

教養科目は教務委員会で策定し、授業担当者との実施に関する連携は教務部が行っており、個々の諸問題については教務委員会と学科で協議している。

各学科の教育の特性や専門教育との接続を考慮すると、学科によって履修できる科目に違いがある。学生便覧の各学科・コースの教育課程表に従って、適した科目を履修するように学生を指導している。臨床検査学科以外の教育課程表に科目区分は明示していないが、「理数基礎」「統計学」等の専門教育科目へと接続する基礎科目、「社会学」「くらしと経済」等の一般教養科目、情報活用能力の養成を目的とした「情報リテラシー」、現代情報社会に生きるために必要な AI、ICT、IT などの知識や技能を習得する「データサイエンス入門」、体育、外国語科目などがある。

「フレッシュマン・セミナーⅠ・Ⅱ」と「キャリアアップセミナーⅠ・Ⅱ」は全学科の必修科目で、専任教員だけでなく外部講師を招いて、初年次教育からの学士力の涵養、社会人としての意識づけに至るまでの幅広い内容の講義を行っている。

また、「ボランティアワーク」は 15 時間で 1 単位、30 時間以上で 2 単位とし、ボランティア活動による単位取得数を拡大した。令和 7 (2025) 年度より外部講師を招いてボランティアに関する心構えや地域ボランティアの実際などの講義も行っている。

教養教育と専門教育との関連はカリキュラムツリーでその関連性を示しており、新入生オリエンテーションや各学期の最初にあるコミュニケーションアワーで学科の教務委員が学生に説明している。

教養教育の効果の測定・評価は、学生による授業アンケート、短大生調査、就職先からのアンケート等によって行っている。

【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学では、授業科目の 80%以上を実務経験のある教員が担当し、実務経験を生かした授業を行うなどによる職業教育の実施体制は整っている。教養科目も、社会で必要な知識を学ぶためのものを中心に構成している。実務家教員が担当する科目のシラバスには、その旨を明記している。

学科が目指す職業人育成に向けた教育の学習成果は、卒業時アンケートや就職先アンケートの結果を基に改善を目指した検討をしている。

各学科の職業教育への取り組みは、次のとおりである。

【人間生活学科】

人間生活学科の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、心理、ビジネス、医療、情報の分野に必要な知識・技術・態度を体系的に修得できるよう編成されている。教養科目、専

門教育科目、そして実習科目ではインターンシップ（1年次後期）、医療秘書実務実習（2年次前期）を段階的に配置し、一般企業や病院、健診センター、福祉施設等、実践的な科目の配置で知識と技能の取得にも力を入れている。また、卒業時には研究テーマに基づいた2年間の学びの集大成として成果発表会を実施し、コミュニケーション力、チームワーク、協働力、情報収集力、判断力を養う教育を行いながら、職業倫理の滋養にも力を入れている。

また、社会の多様な事象や考え方に対して理解を深め、自らの考えを確立し、なおかつ相手の立場に立って考えることができる人材育成のため、心理学の学びを中心に科目を配置している。

【食物栄養学科】

食物栄養学科では、栄養管理及び栄養調理の二つのコースがあり、両コースの学生は栄養士および調理師の資格取得を目指している学生が多く、特に現場での実践力を求められることが多い。したがって、実務家教員による実習・実験を多く取り込んだ授業体制としている。

令和6(2024)年度は、栄養管理コースでは1年前期の基礎力、1年後期から2年前期にかけて給食管理実習および給食実務実習を行っている。同実習では本学附属の幼稚園へ給食を提供することで、栄養士としての実践的な実務経験を積んでいる。さらに、2年次に行う校外実習では病院や給食施設に学生を派遣し、実際の職務を経験する。栄養調理コースでは、1年次の基礎学力・基礎技術力を高める科目、2年次で実習を中心にした科目を配置し、2年次後期に行うレストラン実習を通して実践的な実務経験を積んでいる。両コースでは食品開発関係の科目を配置し、食品加工と商品開発に関わる技術力を修得している。

両コースの学生も上述したように様々な実習を通して、実践力、コミュニケーション力、プレゼンテーション力、協調性を養い、様々なことに対応できる人材となるよう支援している。

【臨床検査学科】

臨床検査学科の教育課程は、短期大学設置基準および臨床検査技師学校養成所指定規則に基づき、臨床検査技師として必要な知識・技術・態度を体系的に修得できるよう編成されている。基礎教育科目、専門基礎科目、専門科目、臨地実習を段階的に配置し、専門職業人としての実践力・応用力を育成する教育を実施している。

専門科目では、実習と連携した授業を重視し、臨床現場に即した知識と技能を修得させることで、職業教育の質を高めている。1・2年次の「検査特論」では、病院や臨床検査センター、健診センターなどの見学や臨床検査技師の業務実態やチーム医療に関する講義を実施している。また、ゼミナール（2年次）では、令和6(2024)年度に3名の学生が自主的に目標を設定し、テーマに基づいた研究活動と成果発表を行った。これらを通じて、専門職学科として、チーム医療における協働力や倫理的判断力を培う教育を行うとともに、医療の進展に対応できる創造的・応用的能力を育成し、職業倫理の涵養にも力を入れている。

臨地実習は、令和6(2024)年度から新カリキュラムに基づいた内容となったが、医療機関との密接な連携のもとで滞りなく実施できた。現場の実務を経験することで、より高い実践的能力を身につけられるよう配慮している。さらに、臨地実習後にはレポート提出やアド

バイスを通じて学びの定着と振り返りを促し、学生の人間的成長も支援している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

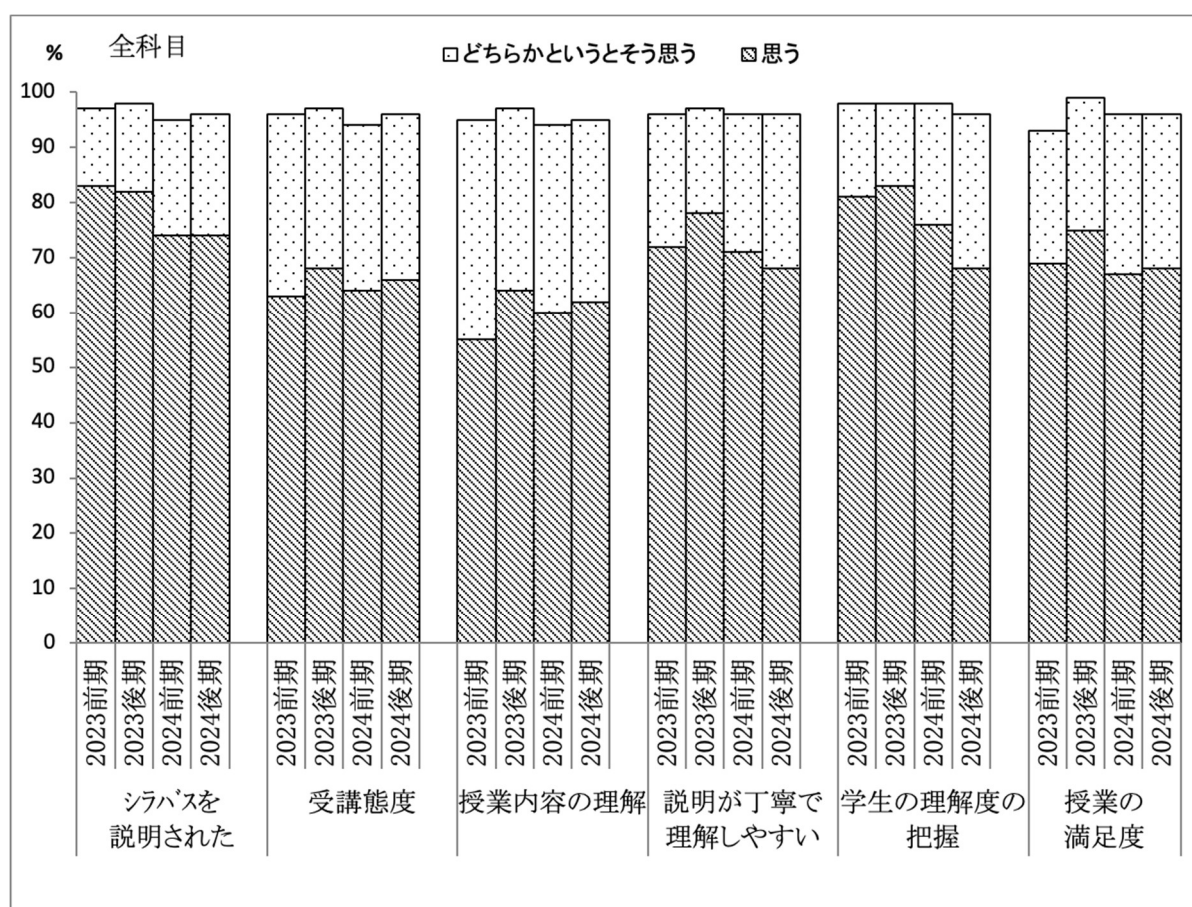
平成 28(2016)年度から、GPA の年次推移のデータを学習成果の査定に用いているが、さらに詳細なデータを基に分析するために、教務システムの再カスタマイズが必要である

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

【学生による授業評価アンケートに基づいた査定の取り組み】

令和 5(2023)・令和 6(2024)年度の「学生による授業評価アンケート」の集計結果について、主要な設問である 6 項目について全学的な評価結果を以下に示した。

<2023 年度・2024 年度学生による授業評価アンケート>



全体的に「どちらかというと思う」+「思う」という肯定的な評価の割合は 90%を超えている。ただし、「授業内容の理解」に関して「思う」が 60%前後の値で、他の項目より「思う」と回答した割合が低い。学生の授業内容の理解をより促進するような教育法や教育内容について今後とも考え、実践していきたい。

【テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果】

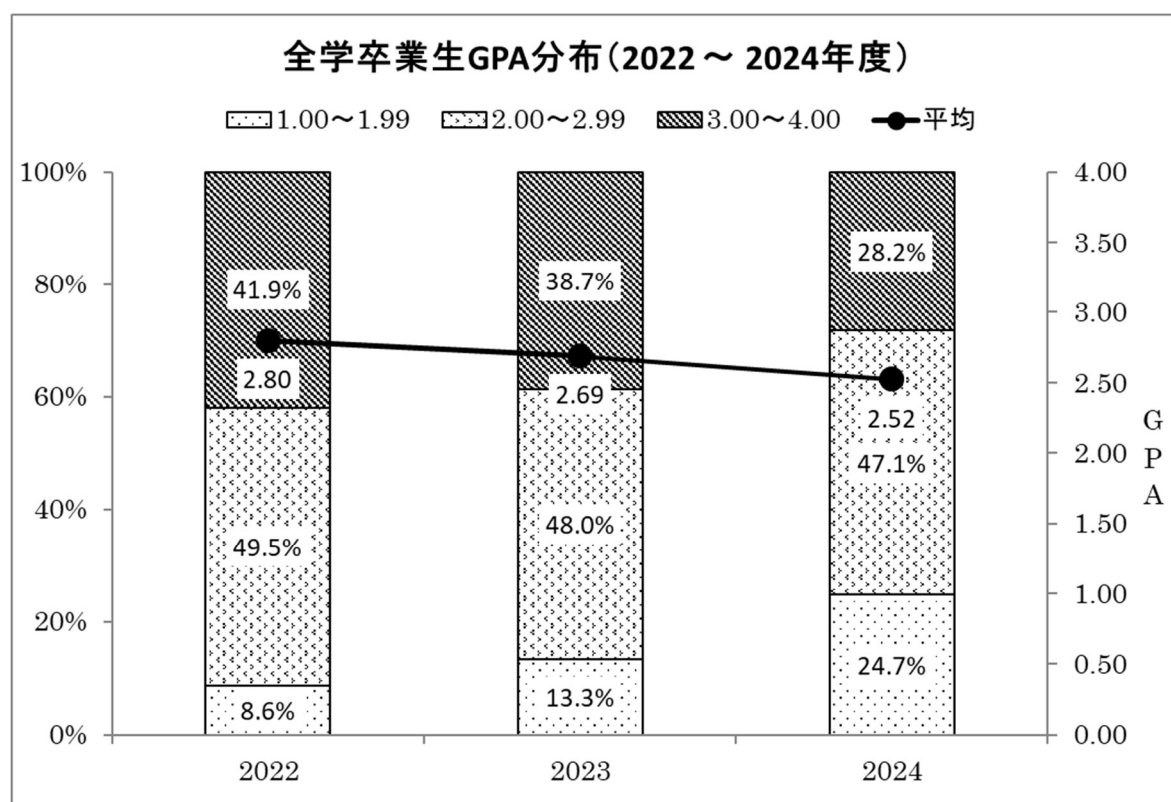
【区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。】

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

本学の学習成果（学位授与の方針）は、社会人および専門的職業人として必要な知識・技能等を3カテゴリーで示したものであり、具体性を有している。

学習成果は、栄養士、調理師、臨床検査技師等の専門的職業に携わるための資格を、2年間ないし3年間で取得できる教育課程を編成している。つまり、一定期間内に学習成果の獲得が可能である。

学習成果は、科目レベルではシラバスに学習成果（学位授与の方針）のどの項目に該当するか明記しており、科目の到達目標に達しているかを基準とした方法に従って成績評価を行うことによって測定が可能である。つまり、定期試験、小テスト、レポート、授業態度等にポイントを割り振り評価している。GPAは、科目レベルの学習成果修得の状態を示すものであることから、卒業時の学習成果査定の重要項目と見なしている。



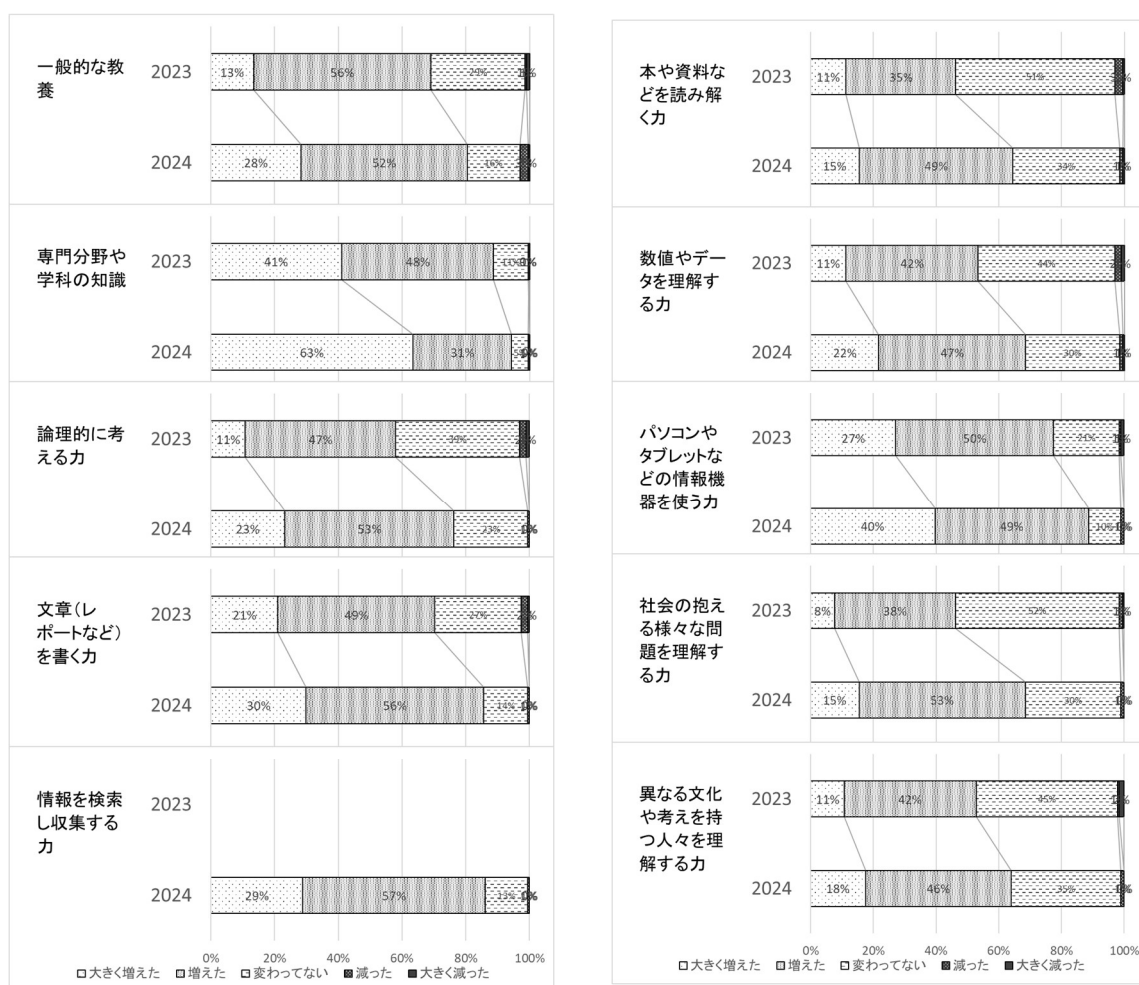
全卒業生（留学生・転学科生は含まない）の GPA 値の推移をみると、GPA 値 3.00～4.00 区分が令和 4(2022)年度の 41.9%から令和 5(2023)年度では 38.7%と減少し、令和 6(2024)年度は 28.2%とさらに減少した。また、GPA 値 1.00～1.99 の成績不振層は令和 6(2024)年度は 24.7%と大きく増加した。平均 GPA 値も3年間で低下している。成績評価が厳格になったとも考えられるが、学生の学習意欲が低下していないか、注意をしてみいく必要がある。

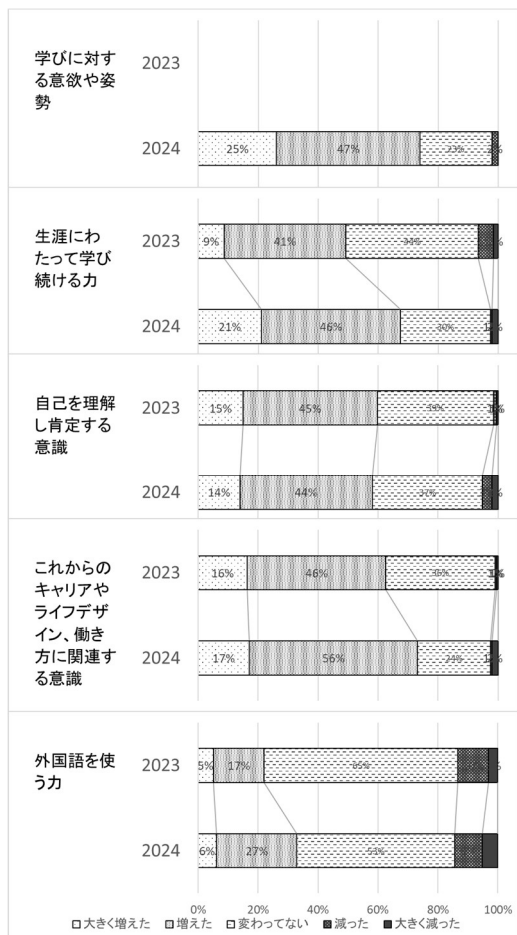
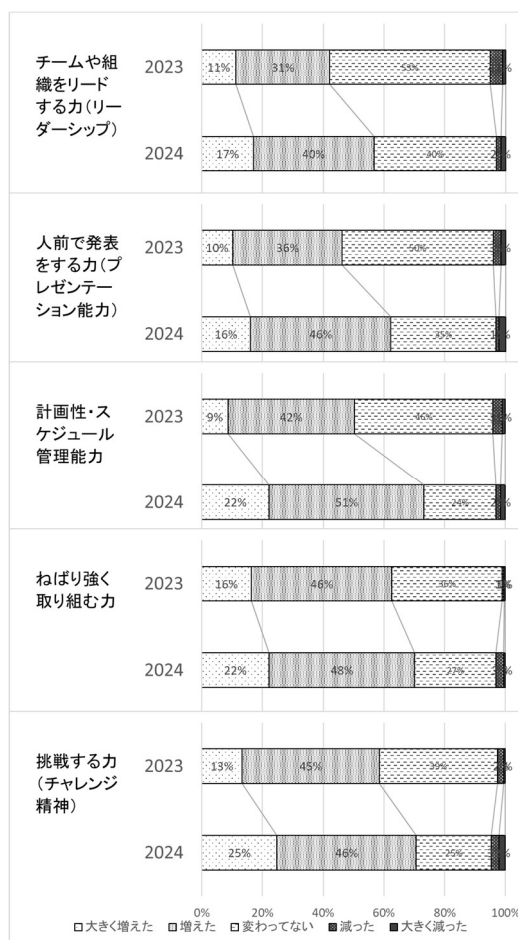
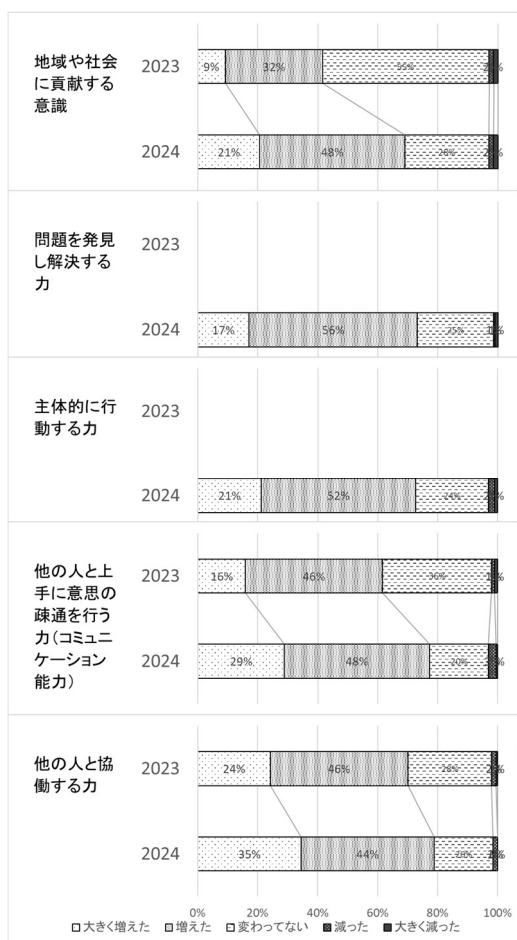
【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。】

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

全学レベルでアセスメントポリシーの4つの査定項目、「知識・理解」、「技能」、「態度・志向性」及び「統合的な学習経験と創造的思考力」に関して、学生自身の自己評価である短大生調査での令和5(2023)年度と令和6(2024)年度とのデータを比較し考察した。下の図は「今の短大に入学して、あなたの能力や知識はどの程度変化（向上）しましたか」という問いに対する回答を示しており、「増えた」を学習成果として捉えた（元々高いレベルの学生の場合「増えた」にはならないが少数と考えた）。なお4つの図はそれぞれ4つの査定項目に分類しているわけではない。

また、短大生調査において「今の短大に入学して能力や知識はどの程度変化（向上）しましたか」の問いの結果を下記の図に示した。令和6(2024)年度は令和5(2023)年度と比較すると、ほとんどの項目で「大きく増えた」「増えた」が増加し、「減った」「大きく減った」が、減少しており、学習成果を多くの学生が実感していることが窺われた。ただし、「自己を理解し、肯定する意識」について「大きく減った」が増加傾向にあることが問題として挙げられる。学習成果を得ても、自己肯定感が十分に育っていないとも言える。教員からのポジティブなフィードバック、学習成果を可視化して自己評価していくことなどの取り組みが考えられる。





【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

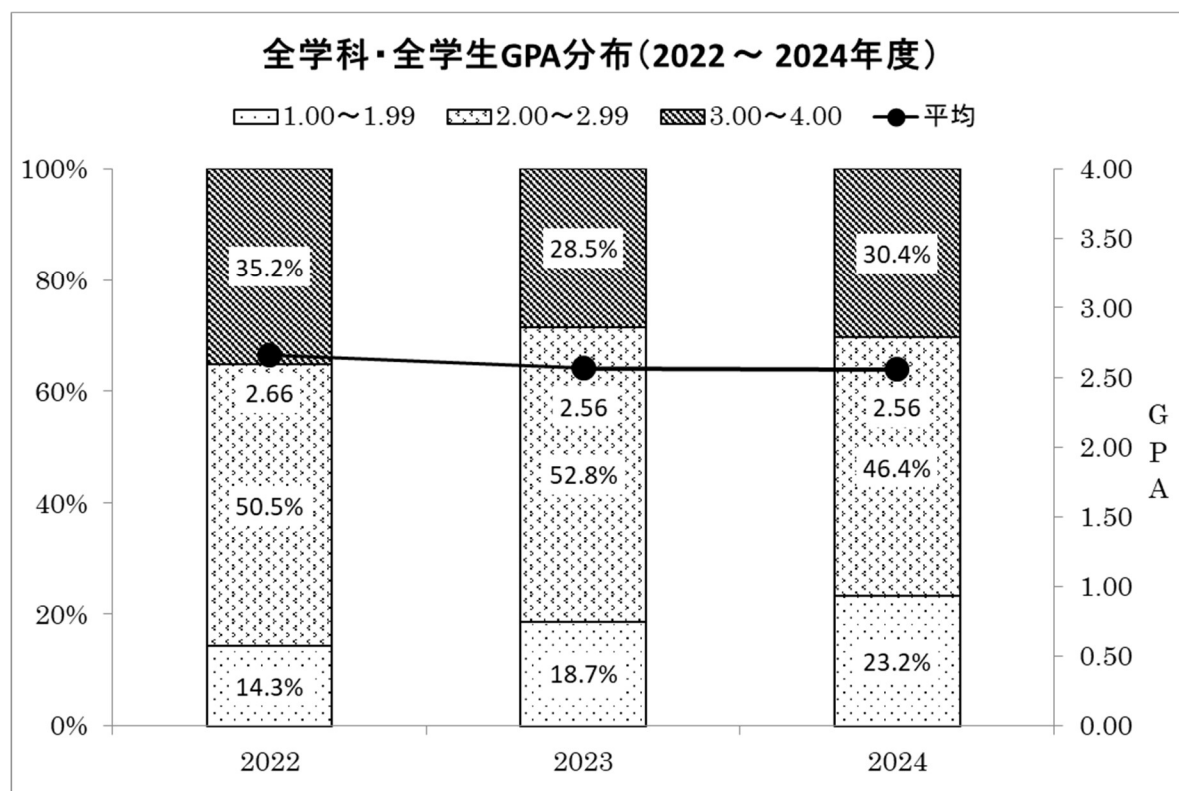
＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

各学科の学習成果は、短大卒業後に職業人として社会に出た時に必要な知識、技能等であることから、実質的な価値を有している。学習成果を測るための査定項目を策定してアセスメントポリシーとしてまとめたが、その中で特に GPA 分布、単位習得状況および国家試験合格率は、学科教員全体の教育成果の指標ともなっている。また、年間多くのアンケートを実施し、教育の成果（学習成果）における査定項目の評価に用いている。アンケートは、「短大生調査」「学生による授業評価アンケート」「学習前・学習後アンケート」「就職先アンケート」等で、集計結果を基に教学 IR 委員会を中心に分析し、当該学科や委員会等で検討した後に FD・SD 研修会にて報告をしている。授業アンケート結果のうち、「授業の満足度」について過去4年間の結果をウェブサイトで公表している。

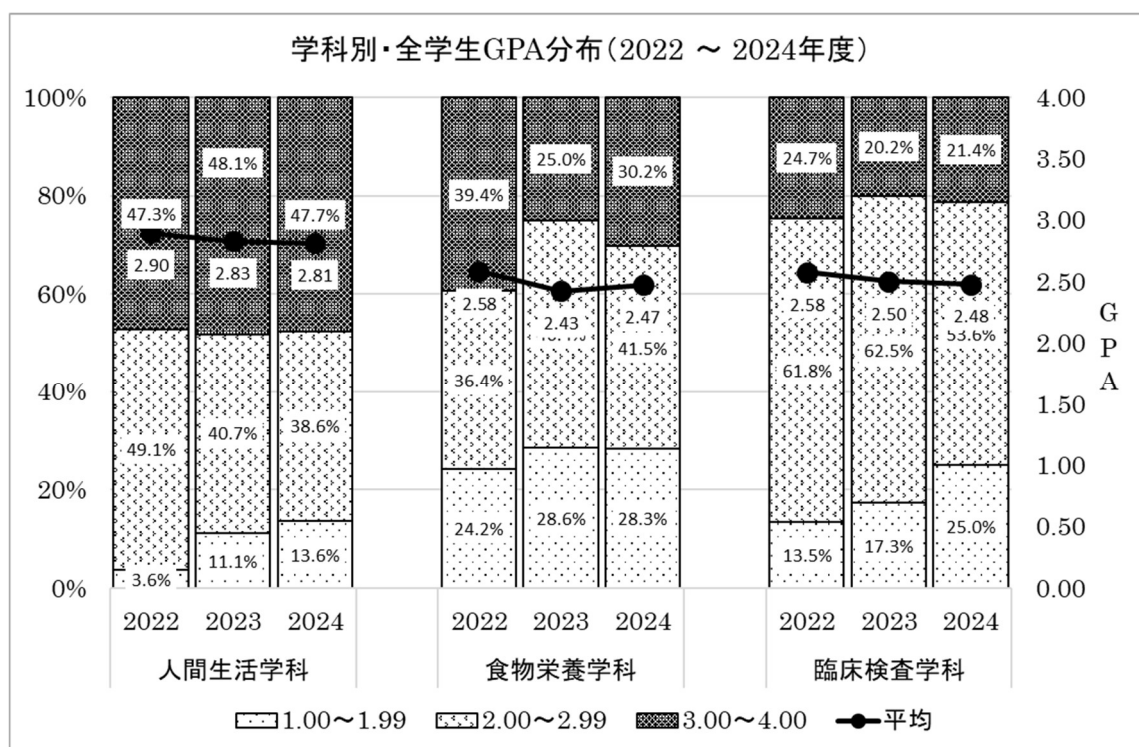
以上のデータを活用して、令和 6(2024)年度の短期大学全体および各学科の学習成果を査定した結果を次に記載する。

【短期大学全体の学習成果の査定】

平成 25(2013)年度より GPA 制度を導入しており、最近 3 年間の全学科・全学生および学科別・全学生の平均 GPA 値の推移と分布を示す。



令和 4(2022)年度から令和 6(2024)年度までの間、全学科・全学生の平均 GPA 値は 2.66、2.56、2.56 と推移している。成績上位層である GPA 値 3.00～4.00 の割合は 35.2%、28.5%、30.4%と推移している。成績下位層である GPA 値 1.00～1.99 の割合は 14.3%、18.7%、23.2%と徐々に増えている。



学科別・全学生については、人間生活学科の平均 GPA は 2.90～2.81 へと漸減している。令和 6(2024)年度の GPA 値 1.00～1.99 の割合が 13.6%となり、直近3年間で10%増加した。

食物栄養学科の平均 GPA 値は 2.58～2.47 を推移している。GPA 値 1.00～1.99 の割合は令和 5(2023)28.6%に増加し、令和 6 年度は 28.3%とほぼ横這いとなっている。

臨床検査学科の平均 GPA 値は令和 4(2022)年度の 2.58 から令和 6(2024)年度の 2.48 に漸減した。GPA 値 1.00～1.99 の割合は、令和 6(2024)年度は 25.0%であり、直近3年間で 10%以上増加した。

学科毎にばらつきはあるが、全体に成績上位層が減少し、成績下位層が増加した傾向が見られる。成績下位層の底上げと、上位層の充実について、それぞれ取り組まなければならない課題である。

【人間生活学科】

本学科では、新入生のオリエンテーション時に、各コース2年間で取得可能な資格と関連科目の履修について説明し、教育課程の学習目標が達成できるように指導している。

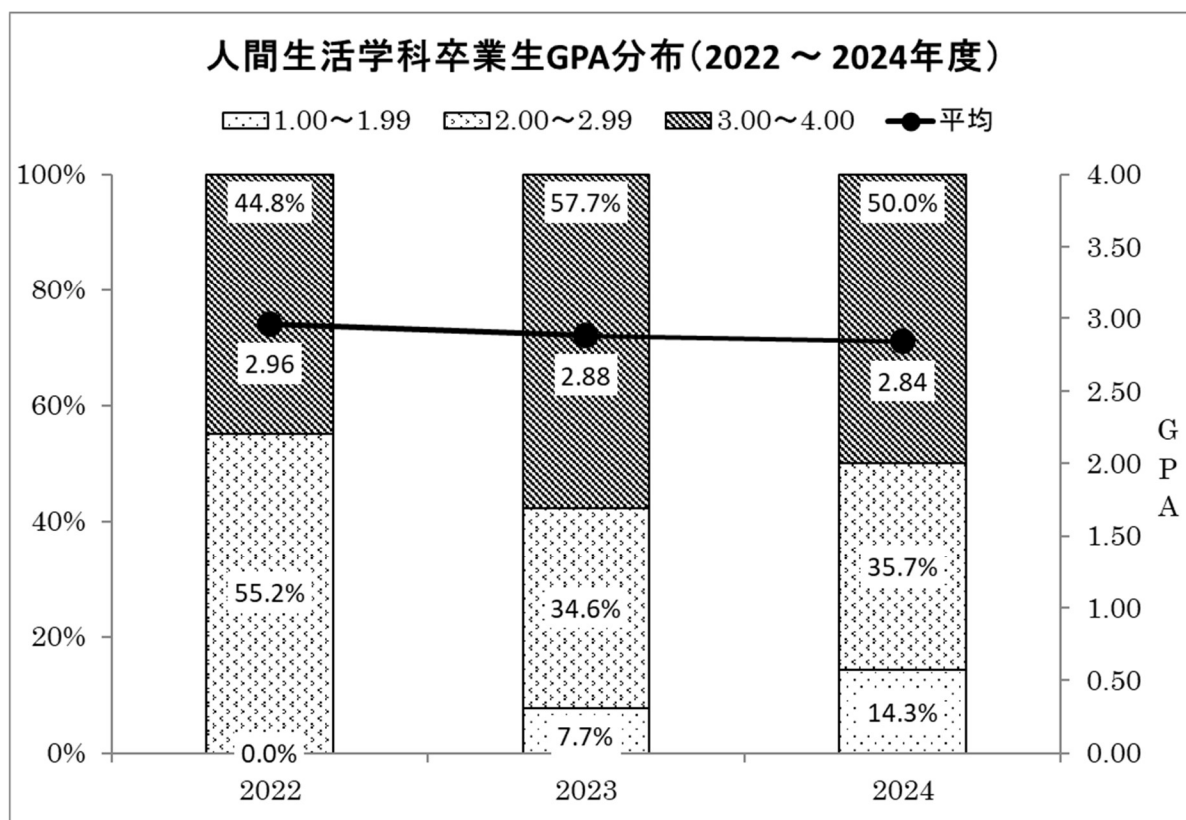
学習成果の査定は、資格の取得状況や検定試験の合格率によって行っている。人間生活学科では、学生が取得した資格や合格した検定試験を一覧にして卒業時に学生に配布してきたが、令和 4(2022)年度より全学的にディプロマ・サプリメントを卒業証書と共に授与するようになった。

資格取得や検定試験合格を目指すことは、学習意欲を高めて専門知識を向上させることに役立っており、検定試験の前には各担当教員が補習授業を行って、合格率を上げる努力をしている。過去3年間の人間生活学科各コースで卒業生が合格した上級検定試験合格者数の推移は以下のとおりである。

過去 3 年間上級試験合格者数

資格名		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
メディカルクラーク		24 人	23 人	18 人
ドクターズクラーク		6 人	10 人	15 人
診療報酬請求事務能力認定試験		1 人	3 人	2 名
がん登録実務初級者認定試験		6 人	1 人	—
ピアヘルパー		4 人	3 人	7 人
秘書検定	準 1 級	—	—	1 人
	2 級	10 人	15 人	6 人
ビザ 初実務マナー検定	2 級	4 人	4 人	0 人
サービス接遇検定	準 1 級	—	—	1 人
	2 級	8 人	3 人	2 人
ビジネス文書検定	2 級	3 人	2 人	0 人
日本語ワープロ検定	1 級	2 人	0 人	0 人
文書デザイン検定	1 級	3 人	3 人	2 人
プレゼンテーション作成検定	1 級	3 人	0 人	0 人
情報処理技能検定 (表計算)	1 級	3 人	1 人	0 人

学習成果は、科目レベルでシラバスに学習成果（学位授与の方針）のどの項目に該当するか明記しており、各科目の到達目標に達しているかを基準として成績評価を行うことで測定可能である。具体的には、定期試験、小テスト、レポート、授業態度、課題提出、授業への積極的な参加度等にポイントを割り振りして評価をしている。GPA は、科目レベルの学習成果修得の状態を示しており、在学中の学生指導や卒業時の学習成果査定での重要項目とみなしている。



本学科の GPA 値の推移をみると、GPA 値 1.00～1.99 区分の成績不振者層が、令和4(2022)年度では0.0%、令和5(2023)年度では7.7%、令和6(2024)年度では、14.3%と増加傾向にある。成績評価が年々厳格化しているとも考えられるが、学生の学習意欲の低下傾向について今後注視する必要がある。平均 GPA 値については、3年間で大きな変化はみられない。

GPA 値以外の測定可能な客観的指標として、本学科では資格取得にも力を入れている。また学位授与率(卒業数)全就職率や専門分野での就職率の確認、就職先アンケート調査などを行っており、それぞれの学生の状況に合わせて、課題解決に向けた学生指導を行っている。

【食物栄養学科】

本学科では、入学時4月のオリエンテーション期間中に、各コースに特徴的な資格を取得するために必要な授業科目の履修についてカリキュラムツリーを用いながら説明し、それら科目を履修すれば2年間で学習成果が達成できるように指導している。学習成果の査定項目としては、2年次後期に実施される栄養士実力認定試験や調理師技術考査試験の結果をはじめとして、卒業時における栄養士および調理師免許取得者数や各種関連資格の取得者数・割合等をあげている。さらに学業成績(GPA 値)や、就職先へのアンケート調査による卒業生の業務評価や短大教育に対する要望の聞き取りから問題点の掘り起こしを行い、改善策を検討して教科カリキュラムにフィードバックさせている。

過去3年間の各コースに関連した主な免許・資格取得、検定試験合格者数・合格率は次表のとおりである。すなわち、合格率もしくは資格取得率を比較すると、令和5(2023)年度は栄養士免許取得を目指した学生のうち100%が取得したが、令和6(2024)年度は取得率が91%と若干減少した。昨年度、栄養士実力認定A評価者を増やすことを課題として

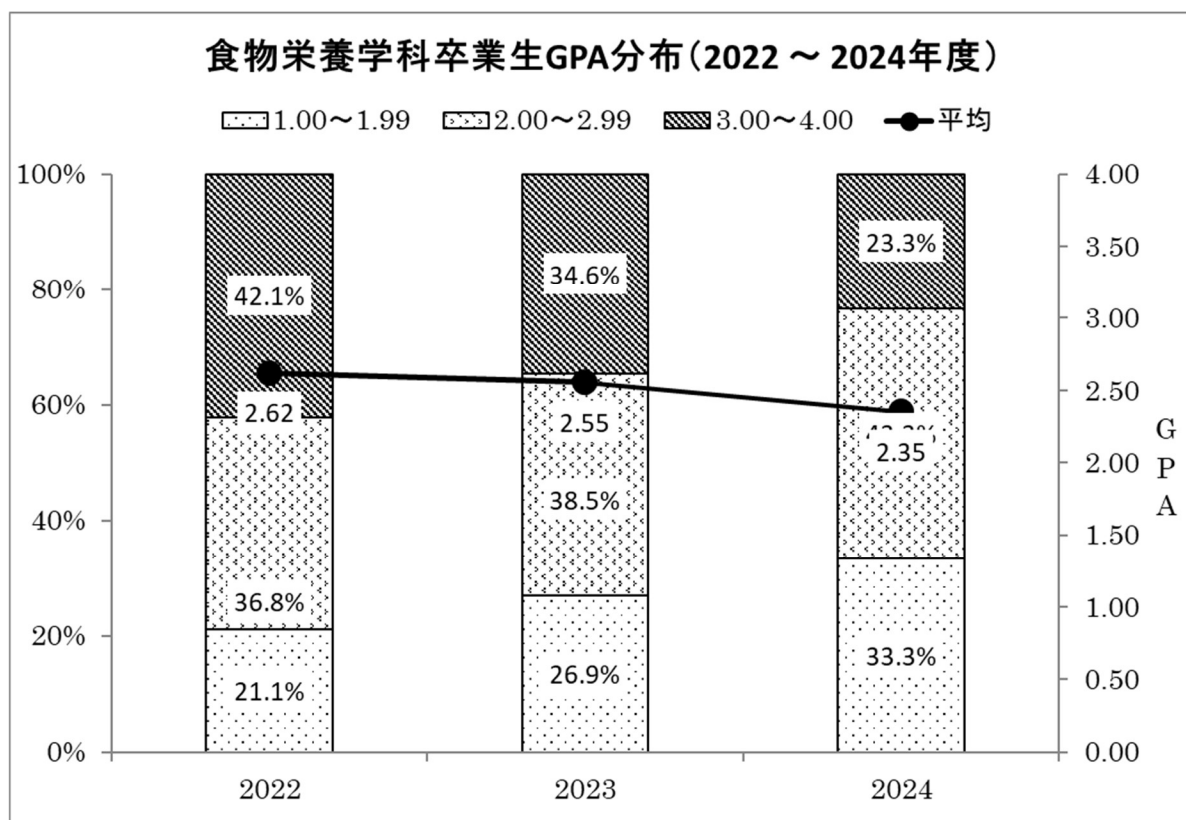
あげたが、栄養士実力認定 A 評価者は令和 6(2024)年度で 25%と低下し、前年の 73%と比べて大幅な低下となった。A 評価が低下したことは学科内でもその理由を明確にし、今後の対応に結び付けることが必要である。本年度調理師免許取得者割合および調理師技術考査試験合格率は、どちらも 75%であった。栄養調理コースは、8 名中 6 名が調理師免許を取得したが、残りの 2 名は関連科目の取得単位不足および健康上の理由のため取得できなかった。今後は再び 100%を目指したい。一方、調理師技術考査試験については、受験した全員が合格した。

食品開発に興味のある学生は、フードスペシャリストおよびフードサイエンティストの資格を目指すことが多い。フードスペシャリスト試験の合格者は、令和 5(2023)年度は 10 人（合格率 91%）、令和 6(2024)年度は 7 人（合格率 88%）と、合格率は前年度並みの 90%を維持した。また、フードサイエンティスト資格取得者は、学生数の低下も影響して令和 6(2024)年度は 4 人と低下した。両資格とも食品に関わる仕事をする上で幅広い知識や技術を得ることができることから、今後も取得者増を目指していきたい。

合格者数（合格率）

資格名	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度
栄養士免許取得者	25 人 (80%)	22 人(100%)	20 人(91%)
栄養士実力認定 A 評価者	20 人 (80%)	11 人 (73%)	5 人 (25%)
調理師免許取得者	8 人 (89%)	3 人 (60%)	6 人 (75%)
調理師技術考査試験	7 人(100%)	3 人(100%)	6 人(75%)
フードスペシャリスト試験	10 人 (83%)	10 人 (91%)	7 人 (88%)
フードコーディネーター3 級	4 人(100%)	3 人 (60%)	6 人 (75%)
フードサイエンティスト資格	11 人(100%)	13 人(100%)	4 人(100%)

下図は過去 3 年間の食物栄養学科卒業生 GPA 値の区分別推移である。各年度を区分Ⅰ [1.00～1.99]、区分Ⅱ [2.00～2.99]、区分Ⅲ [3.00～4.00]の三段階に分けて示した。GPA 値の推移をみると、令和 4(2022)年度が 2.62、令和 5(2023)年度が 2.55、令和 6(2024)年度が 2.36 となった。本(2024)年度は、昨(2023)年度と比べると 0.20 ポイント減となっており、本(2024)年度も低下傾向が続いた。一方、区分別で比較すると、一昨(2022)年度は、区分Ⅲに相当するが 42.1%と最も大きくなっていたが、区分Ⅰは一作(2022)年度から本(2024)年度にかけて 21.1%、26.9%、33.3%と徐々に増加しており、区分Ⅰの分布を減らすことが今後の課題となる。



【臨床検査学科】

本学科では新入生のオリエンテーション時に必要な科目の履修について説明し、それらの科目を履修すれば3年間で学習成果が達成できるように指導を行っている。卒業要件は本学が定めている123単位を修得するとともに、臨床検査技師として必要な基本的知識を蓄え、専門的な技能を習得することにある。あわせて、チーム医療の一員として良好なコミュニケーションをとりながら、臨床検査の専門知識を基に提言できる学力を有することを学習成果としている。このことから学習成果の定量的な評価として臨床検査技師国家試験合格率、質的な評価として雇用側へのアンケート調査で確認している。

今年度の臨床検査技師国家試験は、受験者数27名、合格者23名で、合格率は85.2%であった。全国平均(84.6%)を上回ることができた。

臨床検査技師国家試験 年度別合格者数と合格率

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
合格者数 (合格率)	32人 (78.0%)	30人 (88.2%)	32人 (91.4%)	22人 (88.0%)	23人 (85.2%)

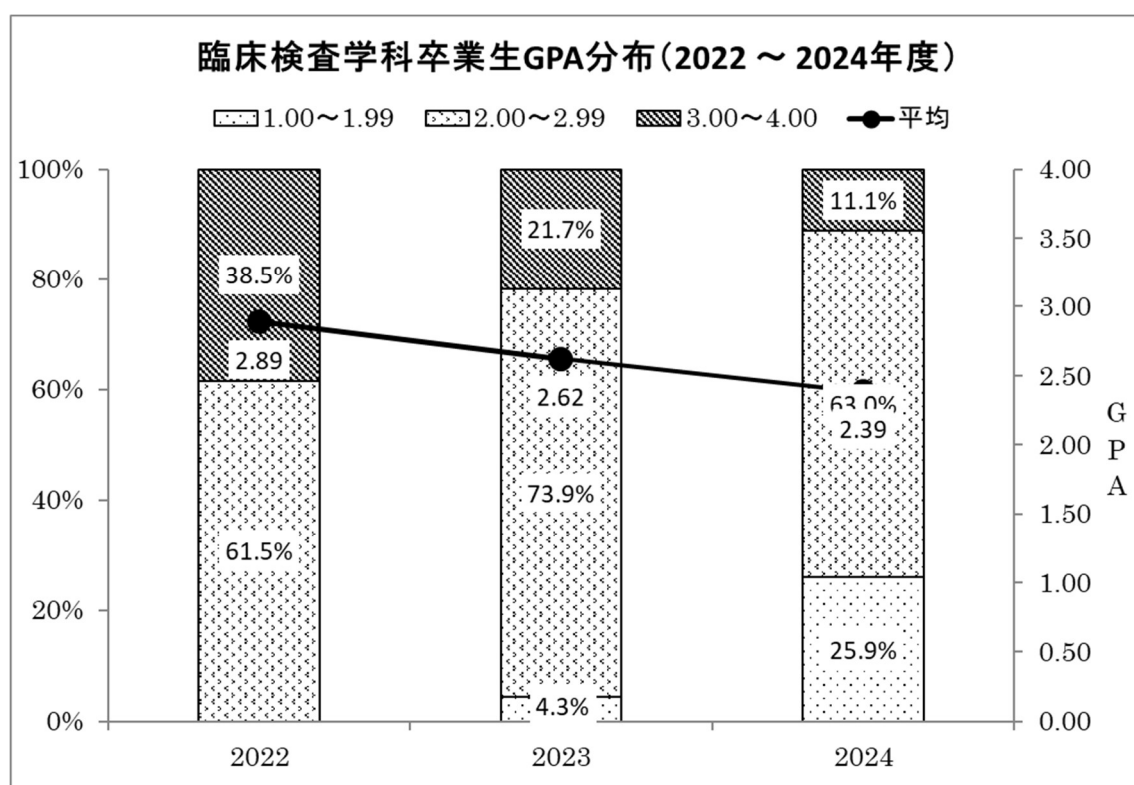
昨年度に引き続き自己採点システムを利用し、3年生の国家試験模擬試験に加え、臨地実習前に国家試験過去問を使用した学内演習試験を実施した。同システムにより即日採点ができ、現在の学習状況を学生本人が即座に把握できるようになった。またその後の経時的な集計によって今後の成績の推移を予想するグラフを作成して学生指導に活用したことで、

これまでよりも具体的な指導が行えた。また、夏休みには今年度の国家試験受験を目指す在学生や卒業生を対象に対策セミナーを実施した。

臨床検査学科の卒業生に於ける令和3(2021)年度～令和5(2023)年度のGPAの推移グラフを下記に示した。GPAでの評価は学習成果の達成を客観的に評価するために、各年度の値を区分Ⅰ[1.00～1.99]、区分Ⅱ[2.00～2.99]、区分Ⅲ[3.00～4.00]の三段階にデータを集積し指導に役立てている。

GAP 値を精査してみると、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度の3年間の平均GPAに関しては、令和4(2022)年度が2.89、令和5(2023)年度が2.62、令和6(2024)年度は2.39と低下傾向にある。特に区分Ⅲの割合が減少し、区分Ⅱの割合が大幅に増えたことによる。

国家試験合格率は令和4(2022)年度91.4%、令和5(2023)年度88.0%、令和6(2024)年度85.2%であり、GPAの低下は国家試験合格率低下に繋がっている。授業理解度を確認しながら早い段階から個別の学修支援を行い学力の底上げを図る必要がある。



臨床検査学科では、学習成果の一つである国家試験合格に関して、全国の協力校が参加する国家試験解析研究チームのデータを活用し、成果の客観的な把握と評価を行っている。令和5(2023)年度に実施された第70回臨床検査技師国家試験では、協力校49校・2204名の受験者データとの比較分析を行い、本学の正答率は69.2%で、協力校平均と同率であった。

さらに、本学では分野別の正答率を詳細に分析し、特定分野の学修成果や課題を把握したうえで、今後の教育内容や指導方法の改善に活用している。また、学生による授業評価アンケートでは、授業内容や教材、進度、理解度などについて学生の声を収集している。このアンケート結果を分析することで、学生の理解状況やニーズを把握し、翌年度の対策内容の見直しや補強すべき内容の明確化につなげている。

これらの取り組みを通じて、本学では国家試験成績に基づく定量的な評価と、学生アンケートによる定性的な評価を組み合わせることで、学習成果の獲得状況を多面的に把握し、教育の質の保証と継続的な改善を図っている。

【区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。】

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

学習成果（学位授与の方針）は、建学の精神や大学・学科の教育目的に基づいて策定されており、学生便覧やウェブサイトで学内外に広く公表している。令和元(2019)年度のシラバス（授業概要）からは、それぞれの科目が学位授与の方針のどの項目に対応しているかを明示し、学生が学習成果と授業科目の関わりを理解しやすいようにした。

また、教員は学位授与の方針を理解し、その中での担当科目の位置づけを理解した上で授業を行い、全学的な成績評価基準に従って学習成果を評価している。科会や成績査定会議等や、授業アンケートの結果等によって、学生の学習成果の獲得状況を把握している。また、学生の学習成果の査定結果は、授業の教育効果を測る参考となっている。

各学科の到達目標はシラバスに明記されている。担当教員は教務システム（教職員ポータルサイト）や科会で学生の単位習得状況を共有しており、それらを基にして学生の学習成果の獲得に向けて指導している。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題＞

学習成果（学位授与の方針）の可視化によって、学生及び教職員による成果の確認が可能となる。成果を得るためには、教職員が目標の設定および目標達成のための学生支援を行っていくことが重要であり、学習成果の可視化と教育の質保証の重要性を認識し、大学教育に主体的に関わる意識を強く持つ必要がある。

その手段として、本学ではFDあるいはSD研修会を、なるべくFD・SD研修会として同時開催とし、教員および事務職員が共通の認識をもって業務に当たるようにしている。

また、＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞の分析にもあるように、短大生調査における「今の短大に入学して能力や知識はどの程度変化（向上）しましたか」の問いの結果について令和6(2024)年度と令和5(2023)年度を比較すると、ほとんどの項目で「大きく増えた」「増えた」が増加し、「減った」「大きく減った」が減少しており、学習成果を多くの学生が実感していることが窺われた。ただし、「自己を理解し、肯定する意識」について「大きく減った」が増加傾向にあることが問題として挙げられる。学習成果を得ても、自己肯定感が十分に育っていないとも言える。今後は教員からのポジティブなフィードバック、より効果的な授業方法、適正な成績評価方法についての検討、および学習への動機づけ方法も課題となる。学習成果の達成度合についても実態を踏まえ、必要に応じて新しい指標や基準を用いる検討も必要であると考え。さらに、学習目標の達成度を評価するためにループリックを用いた学習成果の可視化をより一層図っていききたい。

今後早急に検討を重ね、一層の学習成果と学生支援の可視化を進め、教育の質の向上に努めていきたい。

【テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜】

【区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。】

＜区分 基準Ⅱ-C-1 の現状＞

入学者選抜においては、受験生が自らの特性に合わせて受験できるよう、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、共通テスト利用選抜、特待生選抜、社会人特別選抜等の多様な形式を準備し、それぞれにおいて入学者受入れの方針に対応した入学試験を実施している。

学科の専門科目を学習するために必要な基礎学力については、総合型と学校推薦型において、人間生活学科と食物栄養学科では小論文と面接を、臨床検査学科では小論文と面接に加えて理数3科目の基礎的な学力検査（数学Ⅰ・生物基礎・化学基礎）を課して評価している。総合型や学校推薦型に限らず一般入試においても、筆記試験だけでなく調査書によって高等学校における学習・活動状況を幅広くかつ詳細に評価している。それぞれの入試における評価基準は募集要項に明記し、合否判定に用いている。

各種選抜試験実施日は、学長、入試委員長を本部統括者とし、各教室に人員を配置したうえで公正適切に実施している。面接では、受験学科の入学者受入れの方針に従い、複数の評価項目を設け、複数の教員による視点で定量的な評価をしている。

【区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。】

＜区分 基準Ⅱ-C-2 の現状＞

募集要項には、入学者受け入れの方針のほか、募集人員、入学時に必要な授業料その他の経費を明確に記載しており、受験および進学にあたって計画を立てる資料となっている。入試に関する情報のほか、受験生らからしばしば受ける質問やその回答を Q&A 方式で掲載提供している。大学ウェブサイトにも募集要項などの入試に関する情報を掲載し、発信している。入試情報提供の窓口として、入試広報部が高等学校や受験生とその保護者に対応している。詳細な情報を求められる場合には、該当学科に引き継いで受験生が必要としている情報を伝え、見学などの対応は学科教員が交代で行っている。

入学者受入れの方針は、入学後に専門教育を学習するために必要な学力および職業の特性につながる志向性など、学科で求めていることを分かりやすく示している。

大学全体の入学者に関する受入れの方針は、次のとおりである。

本学では、入学後の修学に必要な基礎能力を有し、目的意識と向上心を有する人で、次に掲げる「本学が求める学生像」を理解し賛同する人に入学を認めている。

1. 授業を理解するために必要な基礎学力を持っている人
2. 将来の自分に必要な専門知識・技能・協調性を身につける意欲を持っている人
3. 自ら学び、課題を発見し解決する意欲を持っている人

各学科の入学受入れ方針は、次のとおりである。

【人間生活学科の入学に関する受入れの方針】

基礎学力を有し、かつ何事にも前向きな姿勢で取り組むことができ、目標を持って学ぶ意欲のある人

〈心理・ビジネスコース〉

1. 人間の心理に関心を持ち、他者に共感し、相手の心に働きかけのできる人間として成長したい人
2. ビジネスマナーやコミュニケーションスキルを身につけ、社会のさまざまな分野で貢献したい人

【食物栄養学科の入学に関する受入れ方針】

健康・栄養・食物に深い関心と意欲を持ち、学ぶために必要な基礎学力を有している人

〈栄養管理コース〉

1. 栄養士として、人々の健康をサポートしたい人
2. 自ら健康的な食生活を実践したい人
3. 食品の開発を志す人

〈栄養調理コース〉

1. 調理師として、おいしい料理と楽しい食卓を提供したい人
2. 新しい食材を取り入れ、創造性豊かな料理を作りたい人
3. 食品の開発を志す人

【臨床検査学科の入学に関する受入れ方針】

医療における臨床検査技師の役割を理解し、資格取得を目指している人

〈臨床検査コース〉

1. 臨床検査に関する知識と技術を学ぶために必要な基礎学力を持っている人
2. 臨床検査に興味を持ち、探求心をもって自主的に学習できる人
3. 思いやりの心を持ち、社会に貢献する意欲のある人

〈テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題〉

本学校舎はエレベーター設備がなく、階段にもスロープがない。このため突発的な傷病者の対応には、十分な留意が求められる。

【テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援】

【区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

〈区分 基準Ⅱ-D-1 の現状〉

新入生を含めた全学生に対して、4月に3日間のオリエンテーション期間を設定し、学生便覧や授業概要（シラバス）等を使用して、科目の履修や資格の取得に関するガイダンスを

行うことによって学習の動機付けをしている。令和3(2021)年度からの新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、新入生に対してオンライン授業の受講方法についても説明している。

基礎学力不足の学生への対応や指導助言体制等について、学科における取り組みは次のとおりである。

【人間生活学科】

本学科では、学生の学習成果獲得に向けて、段階的かつ組織的な支援体制を整えている。入学前には、読解力、思考力、基礎学力の確認等が自宅学習でできるよう、そして高等教育機関への円滑な接続を図るため課題を課している。また、在学生の卒業前の研究発表会には入学決定者にも招待し、入学後の学びについて各自学修への意欲と目的意識を持つことができるよう支援を行っている。

入学後の支援体制としては、少人数でしっかりとサポートできるようにチューターを配置し、学習や学生生活に関する相談を個別対応で実施している。加えて、オフィスアワーを設けて、学生の質問や相談に応じながら、2年間充実した学生生活を送ることができるように支援を行っている。また、学科会議では学生一人ひとりの状況を教員間で情報共有し、学科内でのサポート体制の充実を図っている。

学生の授業評価や学習状況については、各学生の個人情報にも配慮しながら情報共有ツールを活用して、教員間の連携で対応できるように多面的な支援を展開している。

【食物栄養学科】

入学前課題として、数学・理科科目の基本的な練習問題や、‘大学での学びの意義’を問う新書について読書感想文の提出を課し、一人ひとりの理数系科目の学習レベルを把握するとともに、明確な目標をもってスタートできるようにしている。入学後は、科目の選択方法等をオリエンテーション時に「学生便覧」を使用して細かく指導している。これらのことはクラス単位およびチューター単位において、さらに丁寧に行われている。

食物栄養学科では、多くの開設科目が理数系となる。しかしながらこれらの科目を苦手としている学生は少なくなく、基礎固めとして「理数基礎A」科目を設置している。一方、これらの科目が得意であった学生には「生活と化学」科目等のより高度な内容の科目を用意している。その他に、授業において前週の復習や当日のまとめ、理解を確認するための小テストを実施し、学生の理解度を把握しているが、授業に遅れ気味な学生には補講を開催するなどの様々な方法で学生の学習支援に努めている。実験・実習科目では、レポートの提出状況やその内容から、支援の必要な学生には個別対応を行っている。

学習上の悩みについては主にチューターが対応しているが、各教科については授業担当教員がオフィスアワー、またはそれ以外の時間を利用して対応している。

【臨床検査学科】

臨床検査学科では、学生の学習成果の獲得に向けて、段階的かつ組織的な支援体制を整えている。

入学前には「化学における単位・計算問題」の課題を課し、基礎学力の確認と復習を促す

ことで、高等教育との円滑な接続を図っている。入学時オリエンテーションでは、学習方法や時間管理の指導、学科の年間行事やキャリア形成に関する説明を丁寧に行い、学修への意欲と目的意識の形成を支援している。

日常的な学習支援体制としては、各学年にチューターを配置し、学習や学生生活に関する相談に個別に対応している。加えて、科目担当教員もオフィスアワーを設けて学生の質問や相談に応じており、オフィスアワー以外の時間でも柔軟に支援を行っている。また、教職員間では、学生の授業評価や学習状況、生活面の情報などを科会や「サイボウズ Office」などの情報共有ツールを活用して個人情報に配慮しながら随時共有し、複数の教員が連携して対応できる体制を構築している。

国家試験合格に向けた支援も重視しており、近隣の医療機関での見学や、現場で活躍する臨床検査技師による講演を通して、学習の動機づけと将来像の明確化を図っている。3年次には外部主催の模擬試験の受験を取り入れ、自己の学習到達度を客観的に把握する機会を提供している。さらに、令和5(2023)年度からは、学期当初に国家試験の過去問題を活用した学内演習を実施し、夏季休暇中には対策セミナー、後期には不得意科目別の補習を実施するなど、多面的な学習支援を展開している。

これらの取り組みの効果については、国家試験の合格率に加えて、アンケートや授業評価、学内試験の結果など複数の指標を用いて検証し、今後の教育改善に活用していく予定である。国家試験終了後には教科担当教員が分野別正答率を分析し、授業内容や指導方法の見直しに反映させている。

また、臨床検査学科には、医療現場での豊富な実務経験を持つ教員が多数在籍しており、授業や演習において現場で求められる知識や技能を実践的に指導するとともに、医療人としての倫理観や、社会人としての基礎力の涵養にも力を注いでいる。

【区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

＜区分 基準Ⅱ-D-2 の現状＞

学生の生活支援のための教職員組織としては学生委員会があり、チューターと共に相互に補完しながら指導を行っている。学生委員会は、各学科教員、事務職員、保健室看護師から構成されており、学生生活全般に関わる学生の諸問題に対する支援策や指導方針等を検討している。チューターは、履修指導、就職・進学相談のほか、学生生活全般にわたる個人的な相談に乗る役割を担っている。教員はオフィスアワーを設定し、設定時間以外においても研究室にいる間は随時学生の様々な質問や相談に応じている。

学生の自治組織として、学友会がある。学友会役員は立候補制で、学生大会の承認を受けて決定される。学友会が主催する行事として学生大会、レクリエーション大会、大学祭、卒業パーティーなど様々あるが、学生委員会はこれらの活動が円滑かつ安全に遂行されるよう支援を行っている。

学生食堂については、令和2(2020)年以前まで外部委託業者により運営を行っていたが、コロナ禍により、令和3(2021)～令和4(2022)年度は週1～2回の頻度でお弁当や総菜パンの販売を行い、規模を縮小した形態を取り入れたほか、スマート決済式の無人ミニコンビニを導入した。また、キッチンカーやヤクルト販売なども学生の要望を取り入れながら提

供した。学生ホールやふれあいコーナーは、昼食や授業の空き時間の談話や課題作成などに学生が日々利用している。ここは教職員の通行も多く、教職員と学生との語らいの場ともなっている。

学生寮は短大と同じ敷地内にあり、希望により比較的安価で入寮することができる。このため49名を収容できる本寮は、入学時ほぼ満室となっている。相談窓口は本学事務局としている。入寮希望がかなえられない場合や宿舍変更を希望する場合には、本学学生委員会において周辺不動産業者を紹介している。

本学は公共交通機関の最寄り駅から徒歩2分の所に立地しているため、自動車・バイクでの通学を原則認めていない。なお、自転車での通学は許可しており、学内に専用の駐輪場を設置している。

経済的に困窮する学生を支援するための奨学金の主なものとして、日本学生支援機構によるものがあるが、本学独自の奨学金制度として、以下を設けている。

○山陽女子短期大学奨学生

学業・人物ともに優秀な人材を支援する目的で本制度を設けており、意欲にあふれ本学での学生生活に明確な目的意識を有している者に対して、学びやすい環境を提供するための経済的支援制度である。本制度には、「リーダーシップ奨学生」と「スカラシップ奨学生」の2タイプがある。1、2年生は「リーダーシップ奨学生」「スカラシップ奨学生」それぞれ3名（各学科1名）、3年生は「スカラシップ奨学生」のみ1名の募集を行っている。1年生以外の任用期間は、それぞれ半年で、半年ごとにあらためて募集を行っている。採用された場合は、授業料のうち前・後期各15万円が免除される。また令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大に関わる経済的困窮者が多数発生したとみられることから、後期より「特定奨学生」枠を設け、毎年度1・2年次生からはそれぞれ5名、3年次から若干名選考している。

〈過去3年間の山陽女子短期大学奨学生数〉

(人)

			令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
1年生	リーダーシップ		1	4	2
	スカラシップ		1	1	2
2年生	リーダーシップ	前期	0	0	2
		後期	2	0	2
	スカラシップ	前期	3	2	2
		後期	3	2	3
3年生	スカラシップ	前期	1	1	0
		後期	1	1	0
	特定		8	4	4

○山桜会（同窓会）奨学金

経済的に困窮している学生を対象に、授業料の前期又は後期の一部を給付するもので、チューターの推薦を得た学生について、部科長会での審議を経て同窓会に申請している。なお、給付金額は前期、後期 10 万円とし、ただし、1 年生の場合は後期分から対象となる。

〈過去 3 年間の山桜会（同窓会）奨学金支給者数〉

(人)

令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度
5	0	4

学生の健康管理については、健康診断、応急処置、健康相談等を、保健室の看護師を中心として行っている。定期健康診断は毎年 4 月に全学生を対象に実施している。診断結果は学生へ通知し、所見のある学生は保健室で健康相談を行い、必要に応じて医療機関の受診を勧めている。応急処置は、学内での怪我や体調不良時に保健室担当の看護師がいる場合に対応している。医療機関受診の必要性和緊急性の程度を判断し、適宜受診させたり、家族に迎えの依頼などを行っている。

こころの悩みや問題を抱える学生対応のためにカウンセリングルームを整備しており、カウンセラー 2 名（専任教員 1 名、兼務担当教員 1 名）がこの任にあたっている。利用は予約制になっており、プライバシーが保たれるように配慮している。また、4 月の定期健康診断時に「こころの健康チェック」として学生精神健康調査を実施し、希望者ならびに精神面での不調が疑われる学生に対しては面接を行い、チューターとの情報交換も行っている。

学生生活に関する学生の意見や要望は、チューター教員や事務職員が都度毎に聞き取り、必要に応じて関係する部署や担当者に報告するなどの対応をとっている。また、年度末に「学生生活に関する満足度調査」を行い、定量的な実態把握に努めている。

留学生の指導は、担当するチューターを中心に行われている。また、1 年次に「日本事情Ⅰ」および「日本事情Ⅱ」として日本の生活文化や地域の生活事情に関わる科目を設定し、いち早く日本ならびに地元の生活に馴染めるように指導をしている。

社会人学生の学習能力やその取り組み姿勢については、入学目的により異なるものがあるが、総じて能力も高く真摯であり、結果的に高い学習成績を残している。授業内容や学生生活に悩むことがあれば、都度毎に授業担当者もしくはチューターが個別に指導・対応している。「はなみずき入学生」（満 50 歳以上の社会人入学生）や「社会人入学生」には、入学金の半額免除や授業料年間 40 万円の免除（はなみずき入学生のみ）など経済的な支援も同時に行っている。

障がい学生への支援体制については、障がい学生支援委員会の下で個別に対応できる体制を整えている。一方で施設設備の面については、対象者の障がいの内容や程度により様々なものが必要と考えられるが、階段昇降のための手摺りの設置や車いすの常備などはしているものの、いわゆるバリアフリー化はされていない。このため、障がい学生を受入れるための施設・設備は必ずしも整備されているとは言えない。

長期履修学生の受入れについては、社会のニーズに対応するために、人間生活学科と食物栄養学科において募集を行っている。

学生による社会的活動の意義は、学内においても強く認識しているところである。地域・ボランティア活動に関する情報は、積極的に学内掲示板等を利用して学生に発信している。ボランティアサークルをはじめとする学生は、教員とともに精力的に学外へ出向いて活動している。その活動を組織的に評価する一環として、ボランティア活動の単位化を実施している。また、地域貢献活動として、地元である広島市や廿日市市の各種イベントへ積極的に出向き、日ごろの学習活動の披露のほか、人的交流を図っている。

〔区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-D-3 の現状＞

本学では各学科の教員及びキャリア支援室のスタッフからなる就職指導委員会があり、就職支援の組織の中心となっている。就職指導委員会を必要に応じて開催し、学生の進路に関する情報を共有するとともに課題等についても適宜連携し解決しながら進めている。キャリア支援室では4月に卒業予定者全員に対して個別のヒアリングを実施し、それを基に学生ごとの進路スケジュールを立て、それに基づいた完全個別相談の体制を取って支援を行っている。ヒアリング結果は勿論、学生の支援状況も定期的に各学科の就職指導委員や担当チューターへ報告をしている。人間生活・食物栄養の2学科については4月から支援をはじめ、9月上旬までの内々定を目指し、前期に臨地実習のある臨床検査学科については9月～12月までの内々定を目指している。又、個別支援以外に力を入れているのが企業説明会であり、学生からの要望に応じて学科の就職指導委員と相談し、年間に20回程度実施している。また、学科卒業生との交流会などの企画も、学科と相談し必要に応じて実施してきた。さらに医療福祉関係への専門就職が高い為、就職試験に専門試験がある場合には、専門試験の模擬テストの実施や試験対策を、学科教員と協力して行なっている。学生の特性や希望、学習の専門性を活かすため、個別対応の支援を充実させている。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題＞

短期大学では空きコマが少ないことから就職活動に多くの時間を割くことはできない現状がある。また、本学学生が就職活動を開始する2年次や3年次の4月には、他大学ですでに就職活動を終えている所も多く、出遅れてしまうことが大きな課題である。しかし、仮に1年次の後期から就職活動を始めるとすると、そのために時間を割くことで学習時間やその他の学生生活に支障が出るため悪循環になる可能性があると考える。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項＞

就職活動を始めるにあたり、漠然とした不安や自身が持つ障がいや特性に関して、将来への悩みを深く持つ学生がいる。そのため、就職活動に入る前の段階で上記のような不安を整理、あるいは解決した状態にするための就職活動前トレーニング及び、就業前の不安を改善するためのカウンセリングや、就業先で必要なスキルに対応する就業前トレーニングなどを導入し、学生の支援を強化している。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

令和 7(2025)年 5 月 1 日現在の教員組織は、短期大学設置基準を満たし、かつ学科の教育課程編成・実施方針に基づいて配置している。学科の主要科目は専任教員が担当している。専任教員の職位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等はウェブサイト上に公表している。食物栄養学科では、栄養士養成施設また調理師養成施設としての要件を満たすべく、教員あるいは助手の配置を行っている。また、臨床検査学科では臨床検査技師養成認定校としての要件を満たすべく教員の配置を行っている。非常勤講師は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて選定し、人事教授会において科目担当の適格性を審議して任用し、適切に配置している。

本学教員の採用・昇任に当たっては、「山陽女子短期大学教員の採用及び昇任に関する選考内規」(教員選考基準)により人事教授会に審査委員会を設け、その審査報告書を基に人事教授会の審議を経て学長が決定し、任命権者である理事長の承認を得て教職員連絡会議にて報告することとしている。特に、採用に当たっては、本学ウェブサイト上で公募すると共に研究者人材データベース JREC-IN Portal にも登録し、全国から人材を集めるようにしている。本学では 2 年ないし 3 年の短期間で社会人、職業人を育成することに主眼を置いているので、研究のみを重視することなく、教育指導・学生指導のできる人材を採用している。また、昇任については、教員の資質とともに学内外での活動・教育指導、研究業績を判断資料として選考することとしている。一方、年々教員の確保が困難になってきているので、内部推薦という形態で採用することも平成 29(2017)年度から実施している。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

各学科コースの教員はそれぞれ関連する学会等に所属し、研究室を確保しており、各教員に一定の研究費を計上している。研究環境は概ね整備されており、研究や研修等を行う時間も確保されており、それぞれの専門分野において研究活動を行い、学会発表や論文発表を行っている。

外部資金獲得状況については、「外部研究資金の申請・採択状況」に示すとおりである。今後、科研費申請及びその他の外部資金獲得に向けて教員に呼びかけと説明を強化する必要がある。外部資金を獲得した際には、教職員連絡会議等でも公表している。

外部研究資金の申請・採択状況

(件数)

外部資金調達先等	令和 4 (2022)年度		令和 5 (2023)年度		令和 6 (2024)年度	
	申請	採択	申請	採択	申請	採択
科学研究費補助金	5	0	2	1	3	1
その他の外部研究資金	2	1	3	1	4	2

専任教員は「山陽女子短期大学の研究活動における行動規範に関する規程」に従って研究を行い、研究費については、「山陽女子短期大学教員の個人研究費に関する取扱い要項」に基づいて支給されており、学会や研修会等で教員の研究成果を発表する機会に配慮している。また、「山陽女子短期大学研究褒賞制度規程」を設け、研究成果の公表に対して報奨金を支給することによって研究活動の活性化を促している。

教員の研究倫理の遵守に関しては、「山陽女子短期大学における公的研究費の運営・管理等に関する規程」「山陽女子短期大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」、「山陽女子短期大学研究倫理審査規程」等を基に、教職員連絡会議において、事務局長が説明を行っている。

教員が研究成果を発表する機会として紀要を毎年発行している。平成24(2012)年度からは教育活動等も掲載できるように「山陽女子短期大学研究紀要」の名称を「山陽女子短期大学紀要」に改め、「学生への教育活動の状況」や、「学会発表の要旨」も当該学会の転載許可を得たうえで、紀要に公開するようにしている。さらに令和5(2023)年度からは、教員の学会発表や学会誌等への掲載、学外役員、公開講座の講師などの活動報告を一覧にして公開するようにした。全教員ではないが、研究者情報、研究課題情報、研究資源情報を網羅的に提供したり(Researchmap)、e-Rad サイトのデータベースに登録している教員もいる。

専任教員にはそれぞれに研究室を確保している。いわゆる「研究日」「研修日」の設定等はないが、授業に支障がない限り学外研究や学外研修に教員が参加することを認めることによって、研究・研修を行う時間を確保するように努めている。

教員の海外派遣に関しては、「山陽女子短期大学教職員海外研修派遣旅費の特例に関する内規」を整備している。

また、共同研究については、3件の研究について実施している。科学研究費補助金などの外部研究資金獲得状況および共同研究のテーマ等について、以下に示す。

令和6(2024)年度外部資金獲得状況と共同研究実施状況

外部資金獲得

○科研費採択

岡崎教授 1件：「低静水圧開殻マガキの品質的特徴の解明および流通条件の確立」
(2025～2027年度)

久保田准教授 1件：「臨床実践能力獲得のための学習到達目標の関連性解析手法と評価モデルの開発」
(2024～2026年度)

濱教授	1 件：「母体の栄養状態による新生児突発死症候群発症のメカニズムの解明」 (2022～2025 年度)
○財団助成金採択	
新谷教授	1 件：「高齢労働者の継続雇用が組織にもたらす弊害の明確化とその対策」 (公益財団法人ダイオーズ記念財団 2025 年 1 月 1 日～12 月 31 日)
中野准教授	1 件：「一人暮らしの高齢者への食事の提供と食事指導」 (一般社団法人全国栄養士養成施設協会 2024 年度)
共同研究	
○濱教授	2 件：①「閉塞性睡眠時無呼吸症に伴う高血圧を引き起こす神経回路の同定と制御機構の解明」 (島根大学 2022～2025 年度) ②「軸索起始部の新たな制御機構とその異常による脳機能の発達障害」 (島根大学 2024～2027 年度)
○新谷教授・永岡教授	1 件：「労働災害のリスク軽減システムの開発-AI を活用したリアルタイム脳波解析-」 (広島都市学園大学 2024～2026 年度)

【区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。】

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

本学の事務組織については、「学校法人山陽女学園組織規則」に基づいて、短期大学の事務を処理するために必要な事務組織および事務分掌が「山陽女子短期大学事務組織規程」に定められている。「学校法人山陽女学園 権限規程」に規定するように、事務局長は所属員を統括し、所管事務を遂行する責任を負い、その遂行に必要な権限を有している。

本学の事務組織は、事務局(総務課)、教務部、学生部、キャリア支援室、入試広報部、教学 IR 部の 6 部局から成る。教務部、学生部、入試広報部の長は教員が当たっており、部局の長の指示に従って専門的な職能をもった事務職員が事務をつかさどることによって、各部局の事務分掌を適切に履行している。

事務局、教務部、学生部は、1 号館 1 階の 1 室に集中して配置しており、他部署職員との情報交換、情報共有が円滑に行われている。キャリア支援室は、学生との面接等に配慮して、1 号館 1 階に別室を設置している。広報部については、令和 6(2024)年度より、学園本部としても重要と考え、本部広報として配置された。限られた人数の事務職員が職務を遂行しやすいように環境を整えている。その一つとして、不要な物品の整理とともに個々のプライバシー確保のためにパーティションを入れる等、令和 6(2024)年度に事務局内を改装した。職員 1 人に 1 台のパソコンを配備するなど、事務処理に必要な機器・備品類を整備している。

事務関係の諸規程については、「学校法人山陽女学園就業規則」、「山陽女子短期大学事務組織規程」、「山陽女子短期大学教職員勤務規程」等を整備している。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

教員と事務職員の相互理解を深めるために FD・SD 委員会があり、年度初めにテーマを決めて研修会を開催している。

業務の見直しや事務処理の点検・評価については、日常的に事務処理の確認と情報の周知等を行い、業務の適正化と効率化に努めている。

各部署の事務職員は、各委員会規程を基に、教務委員会、学生委員会、就職委員会等の学内の多くの委員会に委員として参加している。学生の教育や学生生活上の支援において、担当教員と連携して調整を図り、学生の学習成果の獲得が向上するよう業務を遂行している。また、事務職員は教員と共同して学生の教学の一翼を担う意識を持っている。

〔区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-5 の現状＞

FD・SD 研修会を令和4(2022)年度からは年間8回開催している。令和3(2021)年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会を主にオンラインで実施していたが、令和4(2022)年度以降、対面で行う回数を増やしている。専任教員は、学習成果の査定結果から教育効果を測るとともに、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。また、授業・教育方法を改善していくため、教職員が問題意識を共有して情報交換や意見交換を行い、協力し合うことが必要と考え、研修会を教職員合同で実施する機会を多く設けている。教員相互の授業参観については、新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着いた令和5(2023)年度からは、後期1か月間、令和6(2024)年度は、前期・後期各1か月間授業参観期間とし、その結果に基づいて意見交換やアンケート調査を実施して、授業改善を行っている。過去3年間の取り組みは次のとおりである。

FD・SD 活動の内容[令和4(2022)年度～令和6(2024)年度]

令和4 (2022) 年度	1	4月21日(木) サイボウズで実施	初任者研修会 ① 「FD とは SD とは、他」 講師：金岡敬子 (FD・SD 委員長) ② 「服務規程について」 講師：事務局長 沖 栄治 (FD・SD 委員)
	2	5月11日(水) サイボウズで実施	「就職意識調査」結果について 報告：就職指導部 西 一美
	3	7月11日(月) 16:40～17:40	「臨床検査学科における、客観的データ解析に 基づく国家試験対策の取り組み」 講師：小野寺 利恵 (臨床検査学科 准教授)
	4	9月1日(月) 15:00～15:30	職員 SD 研修会：「各部署による点検・報告」

	5	9月12日(月) 10:00~12:00	「短大生調査 2020、2021 のアセスメントポリシーとの関連による分析」 報告：鵜根 弘行(人間生活学科 教授) 津村 なみえ(食物栄養学科 准教授) 岡村 美和(臨床検査学科 講師) グループ討議
	6	9月21日(水) 16:30~17:40	「授業改善事例報告」※学生参加(14名) 報告：水野 敦子(人間生活学科 教授) 鈴木 理(食物栄養学科 教授) 溝渕 亜矢(臨床検査学科 講師)
	7	1月16日(月) 17:00~17:50	「障がい学生支援と合理的配慮」 講師：高田 晃治(人間生活学科 教授)
	8	2月28日(火) 13:00~14:45	「聴覚障害の理解と修学支援」 講師：白澤 麻弓(筑波技術大学 教授) (Zoomによる講演)
令和5 (2023) 年度	1	4月11日(火) サイボウズで実施	初任者研修会 (ア)「FDとはSDとは、他」 講師：金岡敬子(FD・SD委員長) (イ)「服務規程について」 講師：事務局長 沖 栄治(FD・SD委員)
	2	9月1日(金) 10:00~12:00	「DPを使用したルーブリック評価と学習成果の査定項目」 講師：久保田 耕司(FD・SD委員)
	3	9月13日(水) 10:00~12:00	教職員のためのハラスメント研修 「伝え方～アンガーマネジメントから伝える」 外部講師：鳴石 しのぶ氏
	4	9月14(木) 13:30~15:30 Zoomで実施	SD研修会 「大学退予防の実際②失速型への対応」 主催：教育ネットワーク中国
	5	9月20日(水) 10:00~12:00	「短大生調査 2022 アセスメントポリシーとの関連による分析」 ①報告：鵜根 弘行(人間生活学科 教授) 津村 なみえ(食物栄養学科 准教授) 岡村 美和(臨床検査学科 講師) ②グループ討議
	6	9月21日(木) 16:30~17:50	「授業改善事例報告」※学生参加(14名) 報告：高田 晃治(人間生活学科 教授) 藤原 久子(食物栄養学科 講師) 松村 直愛(臨床検査学科 講師)

	7	11月27日(月)～ 12月22日(木)	専任教員による授業参観 目的:「教員相互の学びあいによる授業方法改善」
	8	12月26日(火)～ 1月31日(水) データコンテンツの 視聴	「臨床検査学科におけるICT活用事例紹介」 講師:久保田 耕司(臨床検査学科 准教授)
令和6 (2024) 年度	1	4月 (新任の先生に資料 を配布)	初任者研修会 FDハンドブック使用 (京都FD開発推進センター発行) ・Vol.1 新任教員編 ・Vol.2 成績評価編
	2	6月6日(木) 16:30～17:50	「改正障害者差別解消法をふまえた障害学生支援-合理的配慮の基本的な考え方と実践-」 講師:京都大学学生総合支援機構 村田淳先生
	3	6月17日(月)～ 7月12日(金)	3学科 前期授業参観
	4	7月31日(水) 16:30～17:50	AI時代に必要な能力からみる新時代の教育 経済産業省中国経済産業局デジタル経済課 講師:菊池 雄太氏
	5	9月9日(月) 16:30～17:50	障がい学生支援に関する動向 講師:高田 晃治(人間生活学科 教授)
	6	9月24日(水) 13:00～15:00	授業改善事例報告会 報告: 鵜根弘行(人間生活学科 教授) 中野尚子(食物栄養学科 准教授) 尾田三世(臨床検査学科 教授)
	7	11月25日(月)～ 12月20日(金)	3学科 後期授業参観
	8	3月11日(月)	人権委員兼ハラスメント防止委員主催研修会 学生への伝え方 外部講師:鳴石 しのぶ氏

令和4(2022)年度は、就職意識調査の分析、短大生調査、授業改善事例発表とグループ討議という例年実施している研修会に加え、障害学生支援についての研修に力を入れて実施した。第一段階では、学内で学生支援を専門とする先生の講演を行い、次に外部講師として筑波技術大学教授白澤麻弓教授を招聘し、聴覚障害の理解と修学支援について Zoom による遠隔での講演を実施した。各学科の教員による授業改善事例報告では、学生 FD・SD 委員として、各学科、各学年、2名ずつ任命(計14名)し、教員の授業改善事例発表に出席してもらい感想を聞く機会を得た。研修会は、全8回開催した。

令和5(2023)年度は、例年実施している短大生調査、授業改善事例発表とグループ討議という研修会に加え、教職員のためのハラスメント研修を実施、外部講師としてアンガーマネジメントの専門家でもある鳴石しのぶ氏を招き、学生・教員間での伝え方の研修をおこなった。また、各学科の教員による授業改善事例報告では、前年度同様学生FD・SD委員として、各学科、各学年、2名ずつ任命(計14名)し、教員の授業改善事例発表に出席してもらい感想・意見を聞く機会を得た。後期には教員相互の自己研鑽を行う目的で、授業参観を実施した。研修会は、全8回開催した。

令和6(2024)年度は、障害学生支援について、障害者差別解消法が改正されたことに伴い、合理的配慮の基本的な考え方と実践について、京都大学学生総合支援機構から障害者支援の専門家の先生を招聘し講演を行い、合理的配慮の理解を深めた。また、前年度に引き続き外部の専門家による教職員のためのハラスメント防止に向けた研修会を実施した。授業改善事例報告会は各学科の代表教員が担当して毎年実施しているが、昨年度同様各学年、各学科2名ずつ任命(計14名)が教員の授業改善事例発表に出席し、感想・意見を聞く機会を設け、教員・学生間で活発な意見交換の時間を共有できた。

【区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

＜区分 基準Ⅲ-A-6 の現状＞

教職員の就業に関する規程として、「学校法人山陽女学園就業規則」、「学校法人山陽女学園給与規定」、「学校法人山陽女学園育児・介護 休業等規定」、「山陽女子短期大学教職員勤務規程」等を整備している。

教職員の就業に関する諸規程は、事務局に備えたファイルを自由に閲覧することができる。諸規程については、事務職員も出席する教職員連絡会において説明して周知徹底している。

教職員の就業は、「山陽女子短期大学教職員勤務規程」等に基づいて適正に管理している。教職員の勤務時間は週40時間(5日勤務)と定め、教員は勤務割り振り制(9時から8時間の勤務)、職員は8時30分から17時30分を基本とするが、学生サービスのためにシフト制(9時30分から18時30分)を導入している。教員、事務職員ともに少人数であるがために職務の幅が広く、付加業務も多くなっている。大学の年間行事としての大学祭、入試、オープンキャンパス等を土曜日や日曜日に実施するため、休日出勤することが多々ある。その対応としては、主に夏季や冬季の休業期間中に代休を取るよう措置している。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

事務局を除く全ての部署において教員が部長を兼任しており、教員と職員との間の意思疎通が図られている。しかし、事務職員は少人数であり、近年は特に調査や報告業務が増加傾向にあるなどして職員一人当たりの業務量が多くなっていることから、人事異動を行う余裕がなくなっている。人員増も図るが、職員一人ひとりが様々な業務をこなせることが事務の効率化につながることから、事務システムのさらなる拡充と職員のスキルアップを行うとともに、配置転換等による職員の能力アップを図っていく必要がある。

【テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源】

【区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。】

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

【人間生活学科の主な機器備品の整備状況】

教 室	主な機器・備品数
医療事務実習室	カウンター、流し台、レンジ、食器棚、カルテ用棚、応接セット、医療事務員用制服、レジスター、実習用電話機、プロジェクター、パソコン、プリンター 等

【食物栄養学科の主な機器備品の整備状況】

教 室	主な機器・備品
食品栄養学実験室	分光光度計、マッフル炉、乾熱滅菌器、電気低温恒温器、定温乾燥器、高圧蒸気滅菌器、カートリッジ純水器、ウォーターバス、インキュベーター、pH メーター、クリーンベンチ、顕微鏡、電子天秤、遠心分離機、ケールダール分解装置、ソックスレー抽出装置、電子大型モニター 等
食品加工実験室	電気フラン器、カートリッジ純水器、廻転粘度計、精密高温油槽、エルゴメーター、遠心分離機、エバポレーター、燻蒸装置等、pH メーター、ホモジナイザー、冷凍冷蔵庫 等
実験準備室	顕微鏡撮影装置、真空凍結機、赤外線水分計
集団給食実習室 (栄養士養成)	冷凍冷蔵庫、スライサー、フードカッター、ピーラー、ガス回転釜、特殊揚物器、コンベクション・オープン、プラストチラー、真空包装機、ガスレンジ、ガス炊飯器、食器洗浄器、食器消毒保管庫、調理台（特殊調理台、水槽式特殊調理台、両面扉付作業台他）、その他（スチーマー、自動水圧洗米機他） 等
栄養指導演習室	PC、プロジェクター、スクリーン、食事例モデルセット、展示用ショーケース 等
総合調理実習室 (調理師養成)	包丁まな板殺菌庫（乾燥付）、キャスター付き棚 7 段、壁掛けかがみアルミ、高速オープン（更新）、冷凍冷蔵庫、台下冷蔵庫（更新）、卓上ガスコンロ 2 口（更新）、コンロ台（BG 付）（更新）、ステンレス丸蒸し器 2 段（更新）、製氷機、電子レンジ、スライサー、フードカッター、ガス回転釜、フライヤー、コンベクション・オープン、ガスレンジ、ガス炊飯器、プラストチラー、食器洗浄器、食器消毒保管庫、洗米機、真空包装機、スチームコンベクション、フードプロセッサー 等
調理学実習室 (調理師養成)	冷凍冷蔵庫、製氷機、電子レンジ、フライヤー組込み流し台、実習台（ガスレンジ、ガスオープン流し台組込み）、電磁調理機 等
調理実習室	冷凍冷蔵庫、製氷機、電子レンジ、実習台（ガスレンジ、ガスオープン流し台組込み）、ガス赤外線グリラー 等

食物栄養学科では、栄養士養成施設および調理師養成施設として、教育上必要な機器備品が整備されている。ただし、設備機器類に旧式のものもあり、今後も計画的に更新する予定である。

【臨床検査学科の主な機器備品の整備状況】

教 室	主な機器・備品
総合実習室	眼底カメラ、心電計、超音波診断装置、総合呼吸機能自動解析装置、電子スパイロメータ、脳波計、筋電計、手動スクリーン、ファンクションジェネレーター、デジタルオシロスコープ、ACDC 安定化電源、簡易テスト、血圧脈波検査装置、呼吸機能測定装置、プロジェクター、人体模型、アスマン乾湿計、オーガスト乾湿計、温度計、カタ温度計、北川式ガス検知器、紫外線強度計、騒音計、環境測定器、電磁波測定器、体重・体組成計 等
第 1 実習室 (免疫・病理)	クリオスタット、遠心機、テーブルトップマイクロ冷却遠心機、卓上遠心機、判定版、ミキサー、プレートミキサー、インキュベーター、恒温槽、倒立位相差顕微鏡、蛍光顕微鏡、PC、クリーンベンチ、CO2 インキュベーター、製氷機、アイスクラシャー、マイクロプレートリーダー、ルミノメーター、冷凍冷蔵庫、ディープフリーザー、電子上皿天秤、電子天秤、蒸留装置、ピペット洗浄機、パラフィン伸展機、パラフィン溶融機、電子レンジ、Luminex システム、滑走式マイクロトーム、ラミナテーブル(排気システム付)、液晶プロジェクター、スクリーン、採血シミュレータ、人体模型、pH メーター、iPhone12 顕微鏡撮影セット 等
第 2 実習室 (細菌・血液)	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫、電子レンジ、精密電子天秤、遠心機、恒温乾燥器、大型恒温槽、イオン交換水製造装置、高圧蒸気滅菌器(電気)、乾熱滅菌機、光学顕微鏡、天井吊下げディスプレイ、デスクトップパソコン、インキュベーター、クリーンベンチ、無菌箱、自動血球計測器、血小板粘着能測定用定時間血液吸引装置、ヘマトクリット遠心機、顕微鏡、顕微鏡用デジタルカメラ、顕微鏡画像取得用画像保存装置、薬品冷蔵ショーケース、免疫測定装置、吸光マイクロプレートリーダー、デジタル画像細胞教育システム(CRRS)、鼻腔・咽頭拭い液採取モデル、血液凝固分析装置、液晶プロジェクター、スクリーン 遺伝子用電気泳動装置、サーマルサイ클ラー等
第 3 実習室 (化学)	冷凍冷蔵庫、電子レンジ、pH メーター、精密電子天秤、遠心機、冷却遠心機、微量遠心機、恒温乾燥器、恒温槽、攪拌器、イオン交換水製造装置、尿定性分析機、電気泳動装置(定電圧装置付)、タンパク分画測定装置、分光吸光度計、紫外可視分光光度計装置、フード付きウォーターバス、UV トランスイルミネーター、カールフィッシャー水分量測定装置、ホットプレートスターラー 等
臨床棟研究室	試薬用冷凍冷蔵庫 等

【共用教室】

教 室	主な機器・備品数
1-20	液晶プロジェクター、電動スクリーン
1-31	液晶プロジェクター、電動スクリーン、スイッチャー
1-32	液晶プロジェクター、電動スクリーン
2-20	液晶プロジェクター、スクリーン
2-21	液晶プロジェクター、スクリーン
3-31	液晶プロジェクター、スクリーン
VL 教室	AVシステム一式（資料提示カメラ、マルチスイッチャー、ミキサー、ブルーレイプレーヤー他、機器操作卓本体 1 台）、プロジェクター、200 インチ張込みスクリーン、パワーアンプ内蔵スピーカー2 台
ゼミ室	液晶プロジェクター、スクリーン、DVD プレーヤー
第1CAI	教卓 PC、パソコン 54 台、プリンター2 台、ビデオデッキ、DVD 装置、プロジェクター、教材カメラ、電動スクリーン
第2CAI	情報教室：教卓 PC、パソコン 15 台、プロジェクター、教材カメラ、スクリーン、3D プリンター フリースペース：パソコン 10 台、プリンター2 台
第3CAI	教卓 PC、パソコン 50 台、プロジェクター、カラーレーザープリンター1 台、教材カメラ、スクリーン2 台

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

施設設備・物品管理については、「学校法人山陽女学園経理会計規則」、「経理会計規則施行細則」、「学校法人山陽女学園固定資産及び物品管理規程」を整備し、備品等は適切に維持管理している。施設・設備、物品の維持管理は機器備品管理台帳及び用品管理台帳を作成して管理しており、使えなくなった備品類は適切に廃棄されている。

防犯対策のための定期的な訓練は行っていないが、廿日市消防署員の立会いのもとで全学生教職員が参加する避難訓練を毎年実施している。また、救急救命のための自動体外式除細動器(AED)を玄関に設置している。防災対策については、建物基準に沿って各階に火災報知器、屋内消火栓、消火器を設置しており、報知器については定期的に専門業者によるチェックを受けている。

地震対策としては、平成 25(2013)年度に耐震補強工事を完了している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、設置機器のオペレーションシステムやアプリケーションソフトウェアを更新するだけでなく、ファイアウォールやウィルス対策ソフトウェアについても適宜更新と設定の見直しを行うことで万全を期している。

省エネルギー・省資源対策については、教職員連絡会等の機会ある毎に節電・節水、用紙等の節約を呼びかけている。旧型の空調機をエネルギー効率の高い機器に取り替えると同時に、講義室や実験実習室の冷暖房は集中管理としている。ゴミ収集では、リサイクル可能

な紙類を分別している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学校舎ではエレベーターが未設置であり、階段にもスロープがなく、障がい者の受入れは限定的となっている。しかし、現在の設備状況でも自力歩行が可能な障がい者の受入れは可能なので、積極的に受入れるように取り組んでいく必要がある。

国家資格の養成施設として必要な実験実習用の機器・備品に更新が必要な物もあるので、今後も年次計画で対応したい。

施設・設備、物品の維持管理は、機器備品管理台帳及び用品管理台帳を作成し管理している。耐用年数を過ぎた備品も多く、除却が必要なものが散見されるので、引き続き計画的に整理する。図書館の蔵書について総点検を行った。蔵書点検および管理について、PCを用いて合理化していく。

令和6(2024)年度に対処すべき問題として、Microsoft Windows 10 が令和7(2025)年10月14日でサポート終了を迎えることが挙げられる。これ以後はセキュリティ面での問題が見つかっていても Microsoft から修正プログラムが提供されない。セキュリティを維持するため、学内のPCについて Windows 10 の有償サポート延長プログラムである Windows 10 ESU (Extended Security Update) を導入するか、あるいは Windows 11 にアップグレードするか、少なくともいずれかの対応が必要となる。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学における情報技術的資源は、情報センター委員会が維持管理を行っている。具体的には情報センターと事務局が中心になって、必要なハードウェア、ソフトウェアおよび関連設備を、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて整備している。

本学の講義で利用するPC教室として、CAI教室を3室と、医療事務実習室を設置している。これらの教室の整備方針は次のとおりである。

第1CAI教室	● 学科共通の情報リテラシー教育を行うことを目的に、オフィススイートを中心にソフトウェアを整備している。
第2CAI教室	● 主に人間生活学科 医療事務ビジネスコースの専門教育に用いるソフトウェアを中心に整備している。具体的には簿記、画像処理に係わるソフトウェアを使った講義ができるようにしている。 ● 教室をアコーディオンカーテンにより二分できるようにしており、入り口側の半分をフリースペースとし、全ての学科の学生がレポート作成や情報検索のためにPCを自由に使えるよう運用している。

第 3CAI 教室	● 主に人間生活学科 医療事務ビジネスコースの専門教育に用いるソフトウェアを中心に整備している。具体的には電子カルテシステムや診療情報管理ソフトウェアなど、医療事務に利用されるソフトウェアを使った講義ができるように運用している。
医療事務実習室	● 医療事務の現場に即した実習ができるよう、病院の事務室を模した構造を持たせるよう端末を配備し、第 3CAI 教室と同様のソフトウェアを整備している。

本学教職員が講義資料の作成、ならびに教務に関する各種業務を円滑に行えるようにするため、令和 2(2020)年度に教職員 1 人に対して 1 台の PC を割り当てた。教務に関する業務は教務システム CampusMagic（「学内ポータルサイト」として運用）を用いて、学生の出席状況やレポート提出状況などの情報を教職員の間で共有し、きめ細かい学生指導を行っている。さらにはグループウェア サイボウズ Office 10 により、教職員間の事務的な情報交換、ならびに議事録の共有などが進んだ。これにより、日常業務に関する負担が軽減された。その他後述するとおり、ファイルサーバを使った講義資料の作成と運用にも良い影響が得られた。

その他、視聴覚設備を備えた大教室として VL 教室が設置されている。この教室では令和元(2019)年度末に整備された複合操作卓（ブルーレイプレーヤー、資料展示カメラ、PC）とプロジェクター、200 インチスクリーンを利用して、高品質な映像を用いた講義、ならびに講演会を開催している。特に遠隔地の講師と本学を Zoom で繋いで実施した講演会では、実際に来学して講演いただいたのとほぼ同様の成果が得られた。

CAI 教室に設置されている PC、および教職員の PC は、Active Directory によって共通のパスワードで利用できる。もちろん、学生は教職員の PC を利用することはできないように運用している。これに加えて、全ての PC から利用できる個人用フォルダおよび共有フォルダを提供するファイルサーバを整備している。これにより、学生は教室を選ばずレポートの作成が可能になる。教員も研究室で作成した教材をすぐに CAI 教室での授業に活用できる。ファイルサーバは総合科学館に設置されているため、2 号館の第 2CAI 教室と第 3CAI 教室からのアクセスは建物間の回線速度が問題となる。そこで令和 3(2021)年度の学内 LAN 再整備において、建物間を繋ぐ光ファイバー回線の速度を 100Mbps から 1Gbps に増速した。

コロナ禍によって需要の増えた遠隔講義の実施を支援するため、教室全体の様子を遠隔講義として配信できるようにするための機材を令和 3(2021)年度に整備した。具体的には配信用ノート PC とカメラ、三脚から構成されるセットを 2 つ導入した。また、講義を配信可能な教室を増やすため、1-31 教室に大型プロジェクター、スクリーン（100 インチ）、および LAN コンセントを設置した。

学生の情報活用および情報リテラシーの教育については、教養科目の「情報リテラシー」を必修科目としている。さらに専門科目として、人間生活学科と食物栄養学科では 1 年次の「ビジネス情報処理Ⅰ」（前期）と「ビジネス情報処理Ⅱ」（後期）を必修科目、「情報科学」と「情報管理論」などを選択科目として設けている。臨床検査学科では、1 年次前期の「情報科学」と「情報科学実習Ⅰ」が必修となっている。これらの科目を通じて、学生の ICT

や情報処理に関する基礎的な資格の獲得と、セキュリティに関する意識および情報活用技術の向上を図っている。ポータルサイトの活用の仕方については、入学後のポータルサイト説明会で解説した。

令和元(2019)年度末から新型コロナウイルスの感染が急拡大したことを受け、情報センター委員会と教務委員会を中心として、オンライン授業を行うために必要な対応を検討した。その結果、令和 3(2021)年度入学生からノート PC の必携化と、遠隔授業を行うためのソフトウェア（Zoom）の導入を継続している。

これらのソフトウェアの利用方法はサイボウズ Office 10 で公開するなど、教員が円滑に講義を進められるような方策を随時行った。そのほか学内ポータルサイトなどの利用方法について、FD・SD 研修等で講習を行っている。その他必要に応じて、情報センター委員がサポートを行っているが、令和 5(2023)年度は教職員がこれらのソフトウェアに十分習熟したこともあり、情報センター委員が必要に応じてサポートする程度の負担に落ち着いた。

遠隔授業にあたっては自宅にネットワーク環境のない学生がいることを鑑み、学内の Wi-Fi 環境を拡張し、学内の複数の教室からアクセスできるようにした。これは学生を分散させ、新型コロナウイルスの感染につながらない状況を作るという意図に基づくものである。本館（1～3 号館）の W-Fi は、令和 3(2021)年度まではファイルサーバなどが接続されている学内 LAN とは独立していた。そのため、通常教室で学生が持参した PC からファイルサーバにアクセスすることができなかった。通常教室からでも CAI 教室と同様にファイルサーバを使った教材配布および回収を可能とするため、令和 4(2022)年度に本館の Wi-Fi を学内 LAN に統合することで解決している。パソコンの必携化に伴い、学生が自宅での自主学習を行うための環境を作りたいという声が教員からあがった。これを受けて令和 4(2022)年度から販売会社の許諾を受け、医療事務関連の実習ソフトウェアを学生のノート PC に導入した。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

本来なら 7 年ごとに更新を行うことになっているが、現時点で CAI 教室の機器更新を先送りにしている。これは令和 3(2021)年度入学生からノート PC を必携化したため、CAI 教室の目的を情報リテラシー教育や学科ごとの専門教育だけでなく、学生所有のノート PC のアクセスポイントとすることを加えるなどの検討が必要になったことも影響している。しかし以前ほどの台数は必要ないとはいえ、CAI 教室の存在は不可欠である。どの CAI 教室も PC などの機器の老朽化が進んでおり、特に第 3CAI 教室と医療事務実習室は導入してから 9 年近く経過（平成 25(2013)年 9 月 3 日の情報センター委員会およびホームページ管理委員会共同会議議事録より推定）している上に性能も不十分（CPU は Intel Core 2 Duo、メインメモリ 2G バイト）で、インストールされている OS もサポートが切れた Windows 7 である。ノート PC 必携化に伴い、PC を用いる講義の多くが学生の PC を用いて実施されているとはいえ、本来であれば教室の PC も利用できるようにすべきところである。令和 2(2020)年度認証評価の際に、評価員から機器の更新に関する指摘を受けたこともあり、令和 4(2022)年度より第 3CAI 教室と医療事務実習室から順にリプレースを実施する予定であった。しかし情報機器の価格上昇などの要因もあり、CAI 教室の統合も視

野に入れた検討が必要になった。これについては令和 5(2023)年度末から順次機器の更新を進めていくことになったが、費用の問題から現時点で第 1CAI 教室の PC を 8 台入れ替えただけにとどまった。

学内 LAN の各種サーバの管理、ネットワーク類機器の保守とトラブル対応、教職員と教室端末のトラブル対応などにおいて、技術的支援を行うマンパワーの補充が、引き続き本学の課題に挙げられる。

コロナ禍において、オンライン授業支援としてポータルサイトと Zoom の組み合わせによって最低限のことができています。しかし、教学資料の管理や授業データのやり取り、そして学習履歴の管理など、現状のポータルサイトより細やかに教学データを管理できるシステムも必要とされている。今後、オンライン教育を円滑に遂行できるようにするため、学習管理システム(LMS)やコースウェアの導入も今後の課題となる。現行の Campus Magic を平成 25(2013)年に導入して以降、サーバ本体の更新が一度も行われていないため、2025 年度中に更新を予定している。その他のサーバ(ファイルサーバ、サイボウズ Office 10 を運用するサーバなど)についても、導入してから 6~10 年稼働させているため、早急に更新する必要がある。令和 6(2024)年度はこのうちサイボウズ Office 10 について、クラウド版への移行も視野に入れた検討を行った。

【テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源】

【区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。】

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

本学園は、本学を含め 5 学校園で構成されている。学校法人全体では過去 3 年間[令和 4(2022)年度～令和 6(2024)年度]の教育活動資金収支差額はプラスを継続している。事業活動収支における経常収支差額は、平成 30(2018)年度まではプラスで推移してきたが、令和元(2019)年度以降マイナス(令和 6 年度△108,841 千円)となった。この要因は入学生減少による学納金および補助金の減収によるものである。貸借対照表から運用資産と外部負債の差額をみると 19.2 億円[令和 6(2024)年度]運用資産が外部負債を上回っており、資金繰りには問題ない。

本学について、事業活動収支の経常収支差額は、令和 4(2022)年度は△54,131 千円、令和 5(2023)年度は△83,095 千円、令和 6(2024)年度は△97,256 千円となった。また、退職給与引当金については、適正な引当金を計上している。本学の財政状況について、納付金比率(学生納付金/経常収入)では、令和 6(2024)年度 71.4%であり収入の大半を学生からの納付金に依存している状況である。また、本学の収容定員充足率は過去 3 年間[令和 4(2022)年度～令和 6(2024)年度]の平均で 70.6%であり、財政の基盤を保つ上からも収容定員の充足は重要である。

(各年度5月1日現在)

	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度	3 年間平均
学生数	248	220	209	226
収容定員	320	320	320	320
収容定員充足率	77.5%	68.8%	65.3%	70.6%

次に、教育研究経費の支出状況については、次の表のとおりであり教育研究経費比率(教育研究経費/経常収入)の過去3年間の平均は37.2%で、教育研究に対する資金配分も適切に行っており、教育研究の実施に支障はない。

(金額単位 千円)

	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度	3 年間平均
教育研究経費	131,759	133,596	132,729	133,003
経常収入	444,705	358,871	338,843	357,033
比率 (%)	36.7%	40.1%	39.2%	37.2%

< 財的資源の管理体制 >

財的資源の管理体制については、毎年度の事業計画と予算を執行するに当たって、各学校園で部署ごとのヒヤリングを行い、意見集約をして事業計画と予算を立案し、3月の評議員会および理事会で協議され決定する。予算の執行は、それぞれの事務局を通じて関係部署に伝達され、速やか且つ適正に執行されている。執行に当たっては、事務局で確認をとりつつ適正性を保っている。日常的な出納業務は各事務長が管理を行い、四半期ごとに学園事務局長に報告されている。

資産及び資金の管理・運用は、「学校法人山陽女学園資産運用規程」に基づき、安全かつ適正に管理している。また、計算書類・財産目録は、監査法人の学校会計基準に則った指導の下、経営状況及び財産状態を適正に表示している。監事は毎回の理事会に出席するとともに毎年度、監査法人との面談を行うなど密接な関係を保っている。

また、本学においては「中・長期計画」を具現化するため、平成27(2015)年4月に「山陽女子短期大学中・長期目標及び計画検討委員会」を発足させ、改善事項や数値目標の策定など検討を行い、改革を進めている。令和4(2022)年度、令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度の入学者はそれぞれ、89名(63.6%)、87名(62.1%)及び82名(58.6%)と減少傾向にある。収容定員の充足率も令和4(2022)年度77.5%(定員320名)、令和5(2023)年度68.8%(定員320名)及び令和6(2024)年度65.3%(定員320名)とこの3年間落ち込んでいる。今後、このような減少傾向が続けば財務上厳しい状況になる。早急に入学者増に向けて対策を取る必要がある。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

人間生活学科は令和 3(2021)年度より定員(40 名)を確保すべく、コース再編を行い、＜医療事務ビジネスコース＞と＜人間心理コース＞とした。一方、食物栄養学科も特色を出すべく＜栄養管理コース＞で令和元(2019)年度より食品開発を学べるようにし、＜栄養調理コース＞も令和 2(2020)年度より食品開発を学べるようにした。このように社会の動向や学科の強みの掘り起こしを行い、コース再編やカリキュラム改編など積極的に行ったが、入学者数は減少した。

令和 6(2024)年度医療事務ビジネスコースが 10 名、人間心理コースが 10 名と人間生活学科合計が 20 名で昨年度の 30 名から大幅に減少、また、栄養管理コースは 19 名、栄養調理コースが 5 名で食物栄養学科合計が 24 名と両学科とも入学者は減少した。また、臨床検査技師国家試験の受験資格が得られる短期大学として中四国地方で唯一の臨床検査学科は、令和 6(2024)年度は 38 名と前年度の 27 名から大きく増加したものの、定員の充足には至っていない。

以上のように全ての学科において、定員を充足していない。これまで以上に入学者増に向けて対策を立て取り組んでいるところであるが、令和 4(2022)年 3 月時点での広島県の短期大学進学率は全国 43 位となっており、広島県は全国的に見て短期大学のニーズが低い地域で定員充足は厳しい状況が続いていると認識しており、入学定員の適正化が必要であると分析している。

すでに D-1 で記したように、本学の財政は、令和 6(2024)年度の納付金比率は 71.4%であり、収入の大半を学生からの納付金に依存している状況である。しかしながら、本学の収容定員充足率は過去 3 年間[令和 4(2022)年度～令和 6(2024)年度]の平均で 70.6%であり、財政の基盤を保つ上からも収容定員の充足は喫緊の課題であると認識している。

人事計画については、専任教員の年齢構成が 60 才以上の高齢者に偏っていたので、採用時にできるだけ若手の教員を採用するように努めてきたところである。臨床検査学科と食物栄養学科では、現在、半数が 30-50 才代であり年齢構成が是正された。一方、人間生活学科では依然として半数以上が 60 才以上であり、より一層是正に努める必要がある。また、非常勤の人数が多いので、科目を増やす時には以前の科目を減らす、あるいは極端に履修者が低い科目については廃止するなどの検討を行う必要もある。

学生募集対策については、以下の対策を実施している。

- ① 高校訪問専任のスタッフを 1 名増員し 3 名とし高校訪問先（遠隔地、離島含む）活動範囲を拡大する。
- ② HP、Instagram はタイムリーな内容を掲載したものを作成し、特に Instagram での発信を強化する。
- ③ 募集活動は広報担当者のみならず教員による高校訪問も強化し、教職員一体となった募集活動に取り組む。
- ④ オープンキャンパス参加者情報や受験者情報の教員へ提供

次年度は出来る限りオープンキャンパスの回数を増やすこととし対象者との接点をより

増やすことを計画している。

施設設備の充実は計画的に履行しているところであるが、外部資金獲得については科学研究費や財団から幾らか獲得しているものの、機器等の整備には必ずしも十分ではない。私立大学改革支援事業等の補助金獲得を視野に入れて努力を続ける。

財務情報に関しては、ウェブサイトにおいて当該年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告及び監査報告書等を掲載するとともに「決算書」、「予算書」、「財産目録」等を法人事務室に備え付け、関係者へ公開している。また、「貸借対照表」「事業活動収支計算書（概要）」を本学広報誌「はなみずき」に掲載している。詳細な情報は教授会で説明をし、危機意識を教職員で共有している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

学園全体として定員の充足が困難となってきた中で、今後も学園が持続的に発展するための強固な財政基盤の確立に向け、理事会並びに「山陽女子短期大学中・長期目標計画検討委員会」で検討し、連携を取りながら各学校園で計画を立て実施する。平成 30(2018)年度より短期大学の教員がそれぞれ専門分野を高等部で約 15 回授業を実施し、短大へ関心を持ってもらうようにした。

学園高等部からの入学者数は令和 4(2022)年度 5 名であったが、令和 5(2023)年度は 8 名に増加し、令和 6(2024)年度は 5 名に減少した。今後、学園高等部から本学への入学者が更に増加するように何らかの方策を考える必要がある。

ここ数年来定員充足が達成できていない全ての学科の定員充足率を上げるため、魅力ある学科づくりを行うべく教育内容のさらなる見直しを図る。

18 歳人口の減少による志願者減少が見込まれるなか、入試広報戦略の強化を図ると同時に、在学生在が大学生活を満喫できる状況を創出し、在学生在が出身高校に本学を推薦してもらえるような魅力を本学が得ることができれば、入学定員の確保につながると考えている。

社会人入学者を今以上に増加させるため、中・長期目標計画[令和元(2019)年～令和 5(2023)年]に記した対策を実施する。社会人入学者は令和 4(2022)年度は 3 名、令和 5(2023)年度は 2 名に減少し、令和 6(2024)年度は 4 名に増加した。今後、長期履修制度の積極的な活用や 4 年制大学への編入学推奨制度について、さらなる広報活動を推し進める。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

経営改善計画（令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度）に基づいて教職員がそれぞれの役割と責任を果たす活動を行っていく。経営改善重大項目として以下を重点的に推進する。

- ① 現状にあった適正定員とするため、令和 7(2025)年度より人間生活学科の入学定員を 40 名から 30 名、収容定員を 60 名に変更。食物栄養学科の入学定員を 60 名から 30 名、収容人数を 60 名に変更する。
- ② 理事長直下に広報部を設置し、令和 6(2024)年度より人員を 1 名増加し 3 名体制とし、これまでの広報活動の見直しを進めている。これまで行ってきた高校訪問先（遠

隔地、離島への活動拡大)及び活動スケジュールの見直し、オープンキャンパスの開催内容の見直しを行い、募集効果の上がる活動を行う。また、HP、Instagramも適時的確な内容を掲載したものを作成し効果を上げる。また、募集活動は広報担当者のみならず教員による高校訪問も強化し、教職員一体となった募集活動に取り組む。

③ 物価高騰による教材費(食材含む)等の教育経費の増加を受け、学納金の値上げを令和 8(2026)年度に実施する。それに伴い、優秀な学生の学ぶ機会を損ねることのないように特待生制度を取り入れる等の経済的支援を工夫する。

④ 施設設備の貸出、寄付金収入による外部資金獲得を図る。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。】

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、建学の精神及び「学校法人山陽女学園」各校園の教育理念・目的を十分に理解し、教育行政にも深い見識を有している。理事長は理事会を主宰し、法人運営のあらゆる面において強いリーダーシップを発揮している。また、常時学園内を視察して適宜指示を与えている。理事長は、学校法人山陽女学園寄附行為第 3 章第 11 条「役員及び理事会」が定めるところにより、本学園を代表してその業務を総理する責務を遂行している。理事長は、事業報告案及び決算案について、学校法人山陽女学園寄附行為第 3 章「役員及び理事会」に基づき選任した監事の監査を毎年 5 月に受け、同月に開催する理事会において監査報告書を提出するとともに、事業報告案及び決算案を提出して議決を受けた後、評議員会に報告して意見を求めている。

【区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。】

＜区分 基準Ⅳ-A-2 の現状＞

理事長は、学校法人山陽女学園寄附行為第 3 章「役員及び理事会」に基づき、理事を選任して理事会を開催している。理事会は理事長が招集し、自らが議長を務めている。なお、令和 6(2024)年度の理事会は 5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月に開催した。理事会は学校法人の業務を決し、理事の執行を監督する。今年度は、特に私立学校法の改正に伴う変更について適宜、対応するように進められた。

学園全体の運営規程の整備や、短期大学の学則等重要事項の規程については、理事会で短期大学の状況を説明した上で審議することにより、理事会は短期大学の運営について法的な責任があることを認識している。今年度は、入学者数の減少について報告している。

【区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。】

＜区分 基準Ⅳ-A-3 の現状＞

学校法人は私立学校法の定めるところに従い、財務情報をウェブサイト等で公開している。理事は私立学校法第38条に従った学校法人山陽女学園寄附行為第3章「役員及び理事会」の規定に基づき、学識経験者や産業界から選ばれている。理事は学園の全体をよく理解し、見識に基づき学園の運営に係っている。また、学校教育法第9条の規定に該当する者はいない。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題＞

私立学校法の改正に伴い、評議会と理事会の関係について認識し、健全な運営がなされるように努める必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項＞

改正された私立学校法の規定に沿って、寄附行為の変更を行った。

【テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営】

【区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。】

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、短期大学を代表して教育・研究及び経営活動全般にわたって責任を負って統括している。短期大学の運営全般の事項が学長の統率下にあり、リーダーシップを発揮している。建学の精神に基づく全学的な教育目的についての見直しを行い、全学共通科目の内容変更等について、学長の指示の下に行われるなど、短期大学の向上と充実に向けて努めている。

学長は、本学が定める規則に反して学生としてあるまじき行為を行った者を、学則にのっとり教授会の議を経て懲戒処分（退学、停学及び訓告の処分）とすることができる。

学長の短期大学の運営に関する意志は、理事会や評議員会の運営方針並びに部科長会等の会議における意見を踏まえて教授会に諮られ、同意を得て実行に移される。また、学則の改正や重要案件については理事会の議決を得て決定され、各学科長および各部長を通じてその実現が図られている。一方、コース再編や専攻科設置などについては、学長より当該学科に諮問し、部科長会や教授会で審議した後、最終的に学長が決定し、理事会に報告して承認を得ている。

学長の短期大学の教学方針については、中・長期目標計画委員会で立案した後、具体案については教務委員会に諮問し、教学マネジメント委員会の意見を踏まえて教授会の同意を得て実行に移される。教学マネジメント委員会と部科長会等の会議は月一回開催している。

また、教職協働が円滑に進められるよう考慮した所属職員の各種委員への委任などにより、学長が所属職員を統括している。

本学教授会は令和6(2024)年度より、教授のみで構成しているが、案件によっては適宜、部科長や関係委員の出席を求めている。教授会では、人事、学生の入学、卒業、課程の修了、

収支判定、成績評価、学位の授与及び学長が自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について審議し、教授会の意見を聴取した上で学長が決定している。なお、教授会の決定事項の周知および広く意見を求めるために、全教職員が出席する教職員連絡会議を、月に一回の頻度で開催している。これは教員と職員が共通の問題意識と現状認識を確立して連携を深めるためである。

教授会や教職員連絡会議の議事録は事務局で保管・整備するとともに、全教職員が閲覧できる学内ウェブのフォルダに置いている。学長または教授会の下に各種委員会を設置し、適切に運営している。各委員会や各学科の科会の議事録も、学長に提出するよう義務づけている。学長は、教務委員会、学生委員会等の学内委員会を統括し、委員の配置等をとおして適切な運営に努めている。

<テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の課題>

学長のリーダーシップによって、中・長期目標計画に従った教育改革は順調に進められているが、専任教員の授業以外での煩雑さが大きな課題として残ったままである。専任教員の委員兼務については委員数を均等に割り振っているが、専任教員数が少ない学科は一人で多くの委員を兼務することになり、研究活動や学生への指導時間が割けない場合も多々あるので、委員会の見直し等の改善が必要である。センシティブな案件については、特に対面による会議を必要とするが、書面による確認等で可能なものについてはメール審議としている。

<テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の特記事項>

本学は女子の学校であるにもかかわらず、女性の部科長が少ない状況であった。令和4(2022)年度は部科長11名中女性が3名、令和5(2023)年度は10名中4名とした。今後も積極的に女性を登用していく予定である。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、学校法人山陽女学園寄附行為第3章「役員及び理事会」に基づき2名が選任されており、業務及び財産の監査を行い、理事会及び評議員会に出席し必要に応じ意見を述べている。監査報告書は、当該会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、5月に開催される理事会及び評議員会に提出するとともに、意見を述べている。

令和3(2021)年の認証評価において、「監査報告書には、理事の業務執行状況についても記載すること」を指摘され、令和3(2021)年度以降は監査報告書に記載している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員は学校法人山陽女学園寄附行為第4章「評議員会及び評議員」により15名が選任されており、理事定数（7名）の2倍を超えている。評議員会は私立大学校法の規定に基づき運営され、理事長は次の諮問事項について意見を聞いている。

- （1）予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- （2）事業計画
- （3）予算外の新たな義務の負担又は、権利の放棄
- （4）寄附行為の変更
- （5）合併
- （6）目的たる事業の成功の不能による解散
- （7）寄附金品の募集に関する事項
- （8）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

令和6(2024)年度は、5月、9月、3月に評議員会を開催し、予算の補正・編成に対応している。

[区分 基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

毎年度の事業計画については、各部署のヒアリングを行い、立案・調整を行っている。執行に当たっては、事務局の担当者が確認をとりつつ適正性を保ち、月次試算表とともに学園事務局長を介して理事長に報告している。

資産及び資金の管理・運用は、学校法人山陽女学園資産運用規程に基づき、安全かつ適正に管理されている。また、計算書類・財産目録は、監査法人の学校会計基準に則った指導の下で、経営状況及び財産状態を適正に表示している。監事は毎回の理事会に出席するとともに年度毎に監査法人の先生方と面談を行うなど、密接な関係を保っている。寄付金の募集や学校債の発行は行っていない。ウェブサイトには、講義概要等の教育情報のみならず、財務情報についても学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき公開している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

評議員に本学の各種情報を提供することにより、本学が抱える課題を認識してもらう必要がある。社会情勢は教育機関にとって厳しさを増していくなか、理事会の経営判断は難しくなってくると思われるので、理事長のリーダーシップの下、一層の意思疎通を図る必要がある。

[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]

[区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準Ⅳ-D-1 の現状>

教育研究上の目的、教育研究上の基本組織、入学受入方針・入学者数・収容定員等、授業概要、中・長期目標、財務情報等々、開示すべきものについては適宜、ホームページ上で情報開示を行っている。また、問い合わせ等がある場合には、必要に応じて口頭あるいは文書にて返答するように努めている。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題>

ホームページのレイアウト等について、外部の方々が関心のある情報が、より見やすいように変更していく予定である。